

正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 27 年 9 月 17 日(木)13:00~
場 所 かながわ県民センター3 階 305 会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議題

- (1) 「保育の日前夜祭」について
- (2) 平成 27 年度「正しい脳の育て方・心・体の発達」研修について
- (3) 保育事業大会処理委員会（選考方法について）
- (4) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

9月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 9 月 17 日(木)14:30~
場 所 かながわ県民センター3階 305 会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1) 平成 27 年度健康・体力つくり推進フォーラムについて
(県教育局保健体育課)

(2) 「保育の日前夜祭」について

(3) 平成 27 年度「正しい脳の育て方・心・体の発達」研修について

(4) その他

4 報告事項

(1) 全保協情報 15・13 15・14 15・15 15・16

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※10月企画運営委員会(予定)

平成 27 年 10 月 8 日(木)14:30~ かながわ県民センター301会議室

平成 27 年度 健康・体力つくり推進フォーラム 実施要項

1 趣 旨

子どもの運動習慣の定着と生活習慣の改善を推進するとともに、県内の各学校等が子どもの健康・体力つくり施策を理解し、各学校等の実情に応じて健康・体力つくりに取り組むことができるよう、基調講演や協議会による情報交換を行い、子どもの体力・運動能力の向上を図る。

2 日 時 平成 27 年 11 月 18 日 (水) 13:30~16:40 (13:00 受付開始)

3 場 所 県立総合教育センター善行庁舎 大講堂 他

4 対 象

- (1) 県内の幼稚園・保育所、小・中学校、高等・中等教育学校及び特別支援学校の総括（主幹）教諭、教諭、養護教諭 等
※本フォーラムは、健康・体力つくり推進研修講座と兼ねているため、県立高等・中等教育学校からは、健康・体力つくり推進担当者等 1 名が必ず御出席ください。
- (2) 平成 27 年度神奈川県児童生徒健康・体力つくり推進委員
- (3) 県及び市町村教育委員会指導主事 等

5 内 容

(1) 全体会

基調講演：「各学校種における健康・体力つくりの推進」

講 師：佐々木 悅子 氏

公益財団法人神奈川県体育協会 神奈川県スポーツ少年団 本部長
横浜こども専門学校 (厚生労働大臣指定保育士養成校) 校長

(2) 分科会

○健康・体力つくり実践研究中間報告会 (幼保、小・中学校の出席者による分科会)

健康・体力つくり実践研究校	研究 主 題
横須賀市立上町保育園	心も身体も元気な子を育てるための楽しい運動遊び ～親子の触れ合いを深める運動遊びとは～
横浜市立間門小学校	まかどっ子 健康・体力向上プログラム
大和市立大野原小学校	心身ともに健康な子どもをめざして ～運動に親しみ、めあてを持って自らを高めようとする子の育成～
大和市立文ヶ岡小学校	心も体も健康な文っ子をめざして
川崎市立宮内中学校	自分の変化を楽しみながら、主体的に運動する生徒を目指して
平塚市立旭陵中学校	旭陵 Joy!Joy!健康・体力つくり ～Join Us! いっしょにやろうよ健康・体力つくり～

※ 1つの分科会で2校が報告を行う。(2校の組合せは参加希望人数で調整する。)

○健康・体力つくりに係る情報交換会 (高等・中等教育学校の出席者による分科会)

6 時 程

13:00 13:30 13:40

14:40 14:50

16:30 16:40

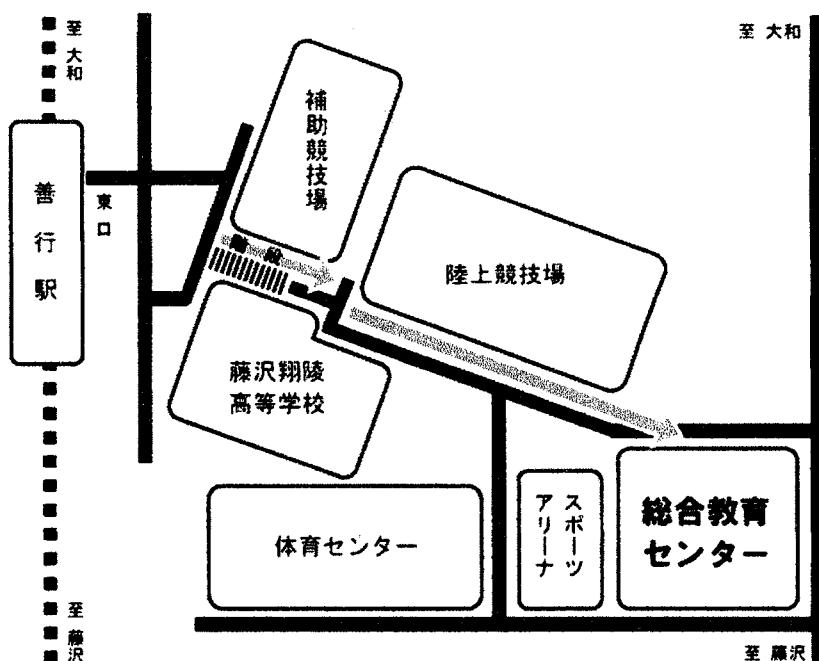
受付	あいさつ	基調講演	休憩	分科会 健康・体力つくり実践研究中間報告会（幼保、小・中） 健康・体力つくりに係る情報交換会（高・中等）	事務連絡
----	------	------	----	--	------

7 申込方法

- (1) 幼稚園、小・中学校は、各市町村教育委員会に別紙「申込用紙」を電子メール等で御提出ください。その際、分科会で参加を希望する実践研究校の第1希望及び第2希望を御記入ください。
- (2) 政令・中核市以外の市町村教育委員会は、所管する園及び学校分を取りまとめ、別紙「申込用紙」を教育事務所に電子メール等で御提出ください。
- (3) 政令・中核市教育委員会、各教育事務所、県立学校、体育センターは、参加者を取りまとめ、別紙「申込用紙」を平成27年10月19日（月）までに保健体育課に電子メールで御提出ください。
- (4) 保育会会員保育所は、平成27年10月9日（金）までに（一社）神奈川県保育会に別途お申込みください。なお、保育所からの出席者の分科会については、横須賀市立上町保育園からの報告がある分科会となります。※ 参加費は無料です。

8 その他の

- (1) 会場への車等での来場は御遠慮ください。ただし、やむを得ず車等で来場する場合は、事前に管理職から保健体育課及び総合教育センター管理課あてに御連絡ください。



- (2) 欠席や遅刻等の連絡は、保健体育課へお願いします。

【連絡先】保健体育課 学校体育指導グループ 045-210-8315（直通）

(別紙) 保育会会員保育所用

所 属 名
報 告 者

申 込 用 紙

氏 名	保 育 所 名	職 名

※参加者数に応じて、行の増やしてください。

○平成27年10月 9 日 (金) までに、(一社) 神奈川県保育会あて御提出ください。

E メール kenho@hoiku-kanagawa.jp

F A X 045-311-1837

「保育の日前夜祭」(第38回) 開催要領（案）

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成27年12月4日（金） 17：30～20：00
(受付 17：00～)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル＆タワーズ 4階 「浜風」
横浜市西区北幸1-3-23（横浜駅西口より徒歩約3分）
(電話) 045（411）1111（代）
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者
- 6 来 賀 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会长
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会长
(4) 神奈川県ゆりの会会长
(5) 神奈川県保育士会会长
(6) 神奈川県内保育士養成校学（校）長
- 7 参 加 者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション 選定中
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 (11,000円)
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

第38回保育の日前夜祭

日 時 平成27年12月4日(金)

午後5時30分 開会

会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ

ご出席

ご欠席

(いずれかを○で囲んでください)

保育園名

ご職名

ふりがな
ご芳名

※ 大変恐縮ですが、11月13日(金)までにご回答いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

(FAX番号) 045-311-1837

平成27年8月24日

保育園園（所）長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成27年度「正しい脳の育て方・心・体の発達」研修について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成28年1月12日（火）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

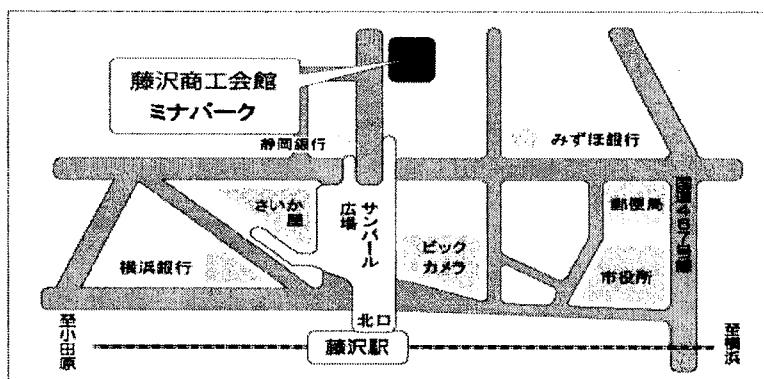
平成27年度「正しい脳の育て方・心・体の発達」研修参加申込書

市町村名 _____ 月 日

保育園名			電話
参加者名			職名
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込（替）		
実施日	1月26日（火）（藤沢）		

平成27年度「正しい脳の育て方・心・体の発達」研修開催要領

- 1 目的 保育所等の管理者として市少年の問題が発生するたび、幼児期からの生活について考え方をさせられる。保護者支援の大切な今だから保育所等でしっかりととした生活の大さを伝えていくため「正しい脳の育て方」を学びあう。
- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 平成28年1月26日（火）13時30分～16時30分まで
受付 13時00分～
- 4 会場 藤沢商工会館（ミナパーク）302・303会議室 JR藤沢駅北口徒歩3分
藤沢市藤沢607-1 TEL 0466-29-3789



- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者等
- 6 定員 100名
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員 3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8 申込方法 平成28年1月12日(火)までに別紙申込書にてFax045-311-1837に申し込み下さい。

9 日程

研修内容	
13:30	開会・主催者あいさつ
13:40	正しい脳の育て方・心・体の発達 文教大学 教授 成田 奈緒子氏 質疑・応答
16:30	閉会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

・社会福祉推進議員連盟 第3回会合が開催される	
～社会福祉法人改革の詳細について、厚労省より「社会福祉充実計画の所轄庁承認は、彈力的な運用を実現する基準を作る」、「充実計画は中・長期的な計画とする方向」との言及～	1
・子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望提出	
～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～	3
・平成27年度 保育三団体協議会代表者会議（第4回）、実務者会議（第4回）	
開催	4

◆社会福祉推進議員連盟 第3回会合が開催される◆

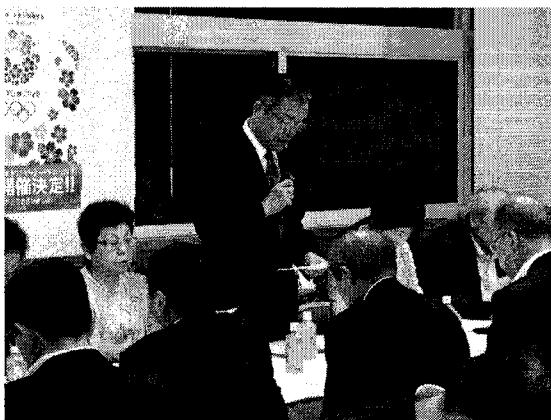
～社会福祉法人改革の詳細について、厚労省より「社会福祉充実計画の所轄庁承認は、彈力的な運用を実現する基準を作る」、「充実計画は中・長期的な計画とする方向」との言及～

7月22日（水）、社会福祉推進議連（会長：衛藤 晟一 参議院議員）の第3回会合が、自由民主党本部にて開催されました。

当日は、衆・参 国會議員約20名の参加と、福祉関係15団体の出席のなか、衆議院で審議中の社会福祉法改正案に関するヒアリングが行われ、全国保育協議会からは、森田昌伸副会長と上村初美副会長（全国保育士会 会長）が出席しました。

冒頭、あいさつに立たれた衛藤議連会長は、「社会福祉は転換期に来ているが、社会福祉をさらに定着していくよう頑張っていきたい。」と述べられました。

会合では、厚生労働省 鈴木社会・援護局長ならびに岩井福祉基盤課長から、現在の法案審議状況ならびに改正法案のポイントについて説明がなされました。



要望に立つ森田昌伸副会長(写真左は、上村初美副会長)

全保協 森田昌伸副会長は、保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）を代表して要望に立ち、下枠内の事項を述べました。

※要望書全文は、別添ご参照

- 本法律案が提出されるに至った経緯に鑑みても、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保、説明責任を果たした経営の透明性確保、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する地域社会への貢献といった、求められる改革に真摯に対応していくことは必要不可欠だととの認識。
- その上で、保育所を経営する社会福祉法人、とくに小規模法人への経過措置ならびに、社会福祉充実計画作成にあたってそれぞれの社会福祉法人が創意工夫できるよう、運営費の使途制限緩和が必要。
- また、社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続や、子ども・子育て支援新制度の恒久的財源として、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保が必要。

その後は質疑応答となり、保育三団体や他の福祉団体からの要望内容も受けて、田村憲久 前 厚生労働大臣ならびに衛藤議連会長をはじめとする関係議員から、

- (1)小規模法人への細かな配慮の必要性
 - (2)社会福祉充実残額の算定に関する考え方
 - (3)法人が立案する社会福祉充実計画の所轄庁承認のあり方
 - (4)運転資金（手元流動資金）を事業費の何ヵ月分と設定するか
- などの点について意見が出されました。

これに対し厚労省からは、次の回答がありました。

- 社会福祉充実計画に資する財産は、余裕財産すべてではなく、毎年、財産額をゼロにするものでもない。
- 社会福祉充実計画は、なぜその財産を法人が保有しているのか説明するための計画でもある。
- 時々刻々と地域の福祉ニーズは変化する。社会福祉充実計画の自治体承認は、

現場で実際に運用できる基準となるようにする。

- 社会福祉充実計画は、中長期的な計画とする方向で考えている。3~5年、場合によっては10年になることもあるだろう。地域の事業の実態と合理性の中で、見ていく方向で考えている。
- 地域のニーズは地域協議会で整理される。その対応は合理性のあるものであって、これまで保育所を経営している法人に対し、地域ニーズがあるから特別養護老人ホームを開設してほしいといったケースは想定していない。

※ 7月27日現在、法案審議は、衆議院厚生労働委員会での参考人質疑を終え、委員会採決に臨む段階にあります。

今後も継続して、本ニュースにおいて動向をお伝えしていきます。

◆子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望提出◆ ～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～

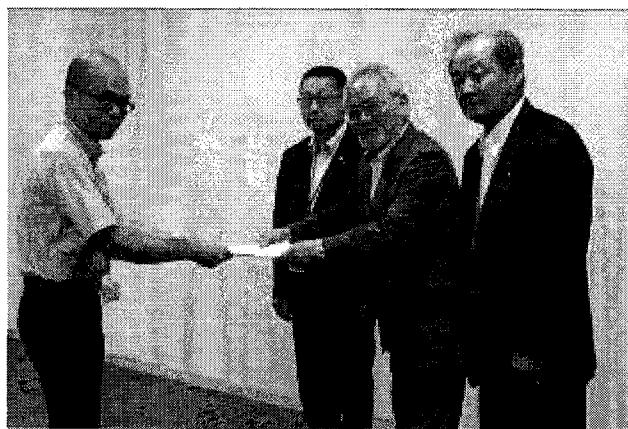
平成27年7月23日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望」を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。

子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上での所要財源の確保はもとより、新制度施行後に明らかになった現場の課題について、早期に対応・是正がはかられるよう、三団体協議会でとりまとめ、次の4点を要望しました。



要望の内容を説明する全保協 万田 康 会長（写真中央）

- 1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。**
- 2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。**
- 3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。**
- 4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。**



内閣府竹林経治参事官（左）に要望書を手交する
三団体協議会（左から全私保連 平野弘和常務理事、
全保協 万田 康会長、日保協 萩原英俊常務理事）

なお、三団体協議会でのとりまとめに向けて地方保育組織からの意見を集約した内容を、全保協「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題、意見等」として整理し、要望書とともに提出しました。別添の要望書の全文と併せてご参照ください。

◆平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 4 回）、 実務者会議（第 4 回）開催◆

平成 27 年 7 月 23 日、保育三団体協議会代表者会議（第 4 回）、実務者会議（第 4 回）が開催されました。

「子ども・子育て会議（第 25 回）【7 月 27 日】」の資料に係る厚生労働省からの事前説明を受けるとともに、三団体協議会でとりまとめた「子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望」について説明し、意見交換を行いました。

意見交換では、新制度施行から 4 か月が経過する中、市町村等の行政の対応をはじめ現場では多くの混乱が起こっている実際について意見があり、国からの助言・支援の必要性について意見が交わされました。

「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望」は、本ニュース記載の内容をご参照ください。

平成 27 年 7 月 22 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会
会長 万田 康
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

社会福祉法等の一部を改正する法律案、ならびに 子ども・子育て支援新制度への要望

平成 26 年度に行われた社会保障審議会福祉部会での議論を踏まえ、本法律案が提出されるに至った経緯に鑑みても、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保、説明責任を果たした経営の透明性の確保、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する地域社会への貢献といった、求められる改革には真摯に対応していくことは必要不可欠だと認識にあります。

しかしながら、その設立の背景や地域の実情に応じた事業展開をしてきた経緯から、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で社会福祉法人が国民の負託に応える役割を引き続き果たしていくに際し、一律に対応することが困難な面があることもまた事実です。

わが国すべての地域において、すべからく必要な福祉の基盤が維持され、また発展していくためにご配意いただきたく、以下要望いたします。

1. 保育所を経営する小規模法人への配慮が必要です

評議員の定数について、小規模法人に対する経過措置が検討されていますが、保育所経営法人の実態を踏まえた検討が必要です。多くは 1 法人 1 施設で事業規模も小額ですが、分園の設置や病児保育の実施、子育て支援センターの併設等、規模は小さいながら地域のニーズを一手に請負っている場合があり、規模に対する適切な評価と配慮が必要です。

2. 保育所経営法人の地域公益活動を推進するために、使途制限の緩和が必要です

保育所経営法人は、これまで特別保育事業等、様々なニーズへの対応を要請され、応えてきました。これらは事業としての位置付けを得る一方、その範疇以外に運営費を充当することについては、厳しく制限がされてきました。

今後、事業主体が各々の創意工夫により地域公益活動を推進していくためには、柔軟な使途を認めていただくよう、緩和が必要です。

3. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続が必要です

法律案では、長期加入者に配慮した支給水準への見直し、共済加入期間の合算期間の見直し等が挙げられています。

保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し平成 29 年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が人材確保対策において重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性が後退することのないよう、慎重な対応が必要です。

4. 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額 1 兆円超の早急な確保が必要です

平成 28 年度以降の「量の拡充」・「質の改善」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の抜本的な改善に向けた、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源確保が早期に必要です。

平成 27 年 7 月 23 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）

有村 治子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 遼

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望

子ども・子育て支援新制度の施行から 3 か月が経過しました。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、それぞれの保育現場は鋭意取り組みの推進をはかっているところです。

先般、平成 27 年 6 月 4 日付の要望では、以下の重点要望を行いました。

- 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保を求めます
- 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます
- 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上で、上記の所要財源の確保や抜本的処遇改善の実現は、当然に欠かすことのできない内容であります。これらに加えて、新制度施行後に明らかになってきた現場の課題については早期に対応が求められるものがあり、年度の途中ではありますが、隨時是正がはかられるよう特段のご配意をお願いしたく、以下のとおり要望いたします。

1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。

2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。

3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。

4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当として、継続されるよう国からの助言が必要です。

【要望項目の詳細】

1. 保育の質を高めるための抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。

- 新制度では、延長保育事業は、11時間 を上限とする保育標準時間における基本分単価の設定との関係から、従来制度とは異なる形で実施に必要な経費等が整理されましたが、これら全体の開所時間における配置の実態に見合った給付に改善が必要です。
- また、認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が必要です。
- 加えて、アレルギー児の対応や、専門的知見に裏付けされた質の高い支援により、保護者から納得感・安心感が得られることにつながるよう、看護師配置が進む公定価格の設定が必要です。

2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。

- 給付の申請に係る事務手続きが従来制度に比べて増大していることから、従来の事務体制では賄いきれない状況があります。常勤の事務職員を配置するに見合った給付が必要です。

3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。

- 多くの市町村で給付全体の額を確認する手続きが完遂されておらず、施設・事業所へ本来支給されるべき給付が国の示す方針のとおり履行されていない実態は、早急に改善が必要です。
- 改善に向けては、より一層の市町村に対する指導をお願いするとともに、円滑に手続きがはかられるよう、複数の市町村にまたがって施設を有する法人の手続きの煩雑さを軽減するためにも、全国的な統一様式の提示等の支援が望まれます。
- なお、事務手続きに関する各市町村の理解の統一を進めることが求められます。

4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当として、継続されるよう国からの助言が必要です。

- 新制度で給付化された部分と重複する自治体単独補助分について、そのことのみをもって削減されることがないよう、国からの一層の助言が必要です。

子ども・子育て支援新制度 施行後の課題、意見等

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 公定価格（給付）に関する内容

- ・3歳児の職員配置は、20：1→15：1に改善した場合の加算措置がなされたが、そのほかの年齢区分の配置基準についても、改善に向けて加配を加算対象にするべきである。
- ・1号部分に設けられている「学級編制加配加算」や「チーム保育加算」のように、小集団化したグループに対する保育を行う場合に加配する実態に対しては、加算的な評価が必要である。
- ・障害児への対応について、療育支援加算が設けられているが、特別児童扶養手当支給対象児童を受け入れる施設には、より手厚く、また専門知識を有する職員配置が実現するように、基本額の上乗せが必要である。
また、上記対象児童以外で、いわゆる「気になる子」と目される児童に対して、個別的配慮をしながらも集団保育の中で育んでいくための加配ができるよう、同様に基本額の上乗せ、あるいは他の加算の創設による対応が望まれる。
- ・看護師配置が進むような公定価格の設定をお願いしたい。アレルギー児の対応や、専門的知見に裏付けされた質の高い支援により、利用子どもの保護者から納得感・安心感が得られることにつながる。
- ・幼保連携型認定こども園における「学校薬剤師」の配置（嘱託）について、配置のための採用が進めやすいよう、公定価格の設定を改善してほしい。
- ・小規模保育事業について、単独事業として運営が成り立ちやすいよう、給付を改善してほしい。地方部では、需給の状況により地域で複数事業所を開設するなどのスケールメリットを創出し難い。

2. 子ども・子育て支援新制度で生じる事務に関する内容

- ・給付（委託費）の申請に係る事務手続きが、従来制度に比べて増大している。各種加算の申請手続きや処遇改善等加算の加算率認定に係る手続き、年度途中の加齢による3号から2号への認定区分変更や家庭環境の変化に伴う認定区分変更、情報公表に係る書類の整備、これら諸手続きを行政に対して行う窓口業務等、従来の事務体制では賄いきれない状況がある。専従の事務職員を配置するに見合った給付が必要である。
- ・増大した事務手続きについて、全国統一様式とすることやなるべく簡潔・平易にする等の簡素化が必要であり、また、事務手続きを支援する仕組み・体制が市町村行政に必要である。なお、事務手続きに関する各市町村の理解の統一を進め、いわゆるローカルルールを排除する必要がある。

3. 地域子ども・子育て支援事業に関する内容

- ・11時間とする保育標準時間が整理されたことに伴って、延長保育の補助金の取扱いが、従来制度とは大きく変わっている。延長保育のみの金額に着目してしまうと、従来から大幅に減額されているという印象がある。実態として不足するのか否か、納得性のある説明が必要である。
- ・休日保育について、利用料の徴収の取扱いが各自治体によってバラバラな状況である。FAQでその取扱いは示されているものの、整合しないケースも散見されるので、あらためて周知・確認が求められる。

4. 市町村における対応に関する内容

- ・加算認定をはじめとする給付に係る市町村の確認手続きが進んでおらず、本来入ってくるべき給付が十分になされていない。概算払いでの取り扱いも認められているので、まずは必要な給付をするよう、より一層の市町村に対する指導をお願いしたい。
- ・保育の必要性の認定について、同一家族内の兄弟間で認定が標準・短時間と異なる等、利用の妨げとなるような認定がなされているので、改善をお願いしたい。
- ・子ども・子育て支援事業計画が策定できていない自治体がある

- ・新制度が施行されているにも関わらず、自治体での手続きの関係で小規模保育事業の認可が進んでいない。
- ・利用定員の設定について、自治体間で認識・取扱いが異なっている。利用定員を1名でも超過する場合に定員変更を求められる等、定員超過の考え方が国の示している内容と異なっている。
- ・これまで各自治体で行われていた単独補助が、新制度で位置づけを得たものは削減されてしまった。地域の実情に応じてより良い体制のために必要な手当についてでは、継続されるよう望みたい。

5. 職員の資格に関すること

- ・幼稚園教諭免許を保有する保育士で、保育所で勤務している職員には、従来、教員免許更新について情報の周知がなされていなかった。今後、移行を予定している保育所等もあるなかで、保育教諭の確保のためにも、適切な情報提供が求められる。
- ・教諭免許・保育士資格の併有への移行期間について、各施設の移行状況を踏まえつつ、実態に応じて期間の延長を検討いただきたい。

6. その他

- ・施設整備の申請期間が短く、書類の整備が困難である。
- ・移行した認定こども園について、定款準則の変更手続きを届け出で良しとするなどの簡素化を望みたい。

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正が発出 現行制度上での評議員会の設置が免除される事業に、保育所のほかに幼保連携型認定こども園、小規模保育事業が追加される
～併せて実施する病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっても評議員会の設置を要さない取り扱いが示される～ 1
- ・子ども・子育て会議（第25回）開催
～4月1日からの制度移行に伴う状況、自治体との情報交換会の実施状況等が報告される～ 2

◆ 「社会福祉法人の認可について」の一部改正が発出 現行制度上での評議員会の設置が免除される事業に、保育所の ほかに幼保連携型認定こども園、小規模保育事業が追加される◆

～併せて実施する病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっても
評議員会の設置を要さない取り扱いが示される～

8月5日、厚生労働省は「社会福祉法人の認可について」並びに「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部を改正する通知を、都道府県、指定都市、中核市宛てに発出しました。

これらは、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、小規模保育事業・病児保育事業・幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置づけられ、利用者支援事業が「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられること*に係る、社会福祉法人がこれらの事業を実施する場合に必要な事項を定めるものです。

今回の改正内容として、社会福祉法人が小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園を営む場合における資産の所有等についての特例を定めるとともに、現行制度の評

議員会の設置を要しない事業として、保育所のほかに小規模保育事業・病児保育事業・幼保連携型認定こども園を追加するものです。また、これらの事業と併せて病児保育事業、利用者支援事業を行う場合にあっても評議員会の設置を要さないとされました。

なお、「社会福祉法人の認可について」が改正されたことを受け、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項の見直しが行われ、通知されています。

通知の詳細は、別添資料をご参照ください。

*上記事業の第二種社会福祉事業への位置づけ変更については、別添する以下の通知をご参照ください。
「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について（通知）」

◆子ども・子育て会議（第25回）開催◆

～4月1日からの制度移行に伴う状況、自治体との情報交換会の実施状況等が報告される～

〈議事概要〉

議事は、（1）私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査、（2）平成27年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告について、それぞれ資料に基づき報告されました。

今回の報告だけに限らずこれまでの議論等も踏まえ、委員から現状の課題認識等について発言がありました。

○私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査

平成26年4月10日付け三府省事務連絡で示された私立幼稚園の円滑移行に向けた対応として、施設型給付の適正な実施、一時預かり事業の適正な実施等を確認するため、国において各市町村の額や理由等の実施状況を調査・公表することとされており、この度それがまとめられました。

平成27年度に新制度に移行した私立幼稚園は全体の23.2%となりましたが、平成28年度の移行意向調査を現在行っており、9月中には結果がまとまる予定と事務局から説明がありました。

○平成 27 年度自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告

各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換を目的とし、各都道府県で開催するものとしているもので、7月 24 日現在 11 県で実施済みです。

各自治体からは、認定事務、利用調整に係る事務量の増加や各種加算の認定事務が滞っている等の意見や要望が出されています。政府はこれに対して、事務処理の簡素化と円滑化を図るために法の枠内で可能な運用改善を検討し、今後も FAQ の更新等を図っていくこととしています。また、新制度を適切に説明できる人材を育成することを目的に全国 8 か所で開催を予定している新制度普及啓発人材研修等の実施も予定しています。

○「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表

平成 26 年 9 月から「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を開催し、同年 11 月 28 日には中間とりまとめを行いました。

中間まとめでは、

- (1) 重大事故は、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要
- (2) 国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設の名称・所在地等を除く情報について、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表する、と整理されました。

今般 6 月 30 日付で、上記(2)に該当するデータベースが、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページにて公表開始となりました。

なお、報告対象となる重大事故の範囲は、(1)死亡事故、(2)治療に要する期間が 30 日以上の負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）となっています。

各委員からは、新制度施行後の様々な課題はあるものの、少しづつ新しい取組等もみられるので、こうしたものを好事例としてとりまとめ周知していく必要だという発言が共通してみられました。

次回の子ども・子育て会議は、施行状況の調査結果のとりまとめや自治体等との情報交換等の状況により開催される予定です。

府政共生第 351 号
26 初幼教第 39 号
雇児総発 0331 第 1 号
雇児職発 0331 第 2 号
雇児保発 0331 第 2 号
雇児母発 0331 第 7 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）

長田 浩志

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵上 孝

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
古川 夏樹

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長
蒔苗 浩司

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
朝川 知昭

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

一瀬 篤

(印影有効)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について
(通知)

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）により、小規模保育事業（利用定員が 10 人以上のものに限る。以下同じ。）、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び幼保連携型認定こども園を経営する事業を社会福祉法（昭和 26 年法律第 49 号）第 2 条第 3 項の第二種社会福祉事業として位置づける規定が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、また、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に規定される事業（以下「利用者支援事業」という。）が、社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号の「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当する事業として第二種社会福祉事業に位置づけられることから、その取扱いを下記のとおりまとめたので遺漏なきを期するとともに、貴管内の市町村、関係団体等に対して遅滞なく周知し、関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は社会・援護局と協議済みである旨、申し添える。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 事業者の義務

（1）第二種社会福祉事業を営む者としての事業開始届出義務について

① 社会福祉法上の届出が必要である事業

子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業を開始したときは、事業開始の日から 1 月以内に、都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。届け出た事項に変更が生じた場合には、変更の日から 1 月以内に都道府県知事に届出の義務がある。事業廃止についても同様である。（社会福祉法第 69 条）

ただし、平成 27 年 4 月 1 日時点で、現に子育て援助活動支援事業及び利用者支援事

業を行っている者の事業開始届については、改正法の施行の日から起算して3月以内(平成27年6月30日まで)に行うことが望ましい。

なお、届出の内容については、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業については、社会福祉法上第69条第1項の規定に基づく届出であるので、同項に規定されている同法第67条第1項各号に掲げる事項となる。

※ 留意点

第二種社会福祉事業の届出は事業を経営する者が行うことになるため、子育て援助活動支援事業又は利用者支援事業を市町村が実施する場合には、実施主体である市町村(委託の場合も含む。)が届出を行うことになる。

法人が指定都市及び中核市の域内でこれらの事業を行う場合にあっては、指定都市又は中核市に対して届出等をすることとなる。なお、指定都市、中核市が事業主体となる場合には、届出義務は生じない。(指定都市については地方自治法施行令第174条の30の2第1項及び第3項、中核市については地方自治法施行令第174条の49の7第1項及び第3項)

なお、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業について、「届出様式例」(別添)を示すので、参考とされたい。

② 社会福祉法上の届出が不要である事業

幼保連携型認定こども園を経営する事業、小規模保育事業及び病児保育事業については、社会福祉法第74条の規定により、同法第69条第1項に基づく事業開始の届出については社会福祉法の適用除外の対象となっているが、これらの事業を開始する場合、小規模保育事業は児童福祉法第34条の15第2項の規定による市町村長の認可が、病児保育事業は同法第34条の18第1項の規定による都道府県知事への届出が、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第16条の規定による都道府県知事への届出(市町村(特別区を含む。)立幼保連携型認定こども園の場合)又は同法第17条第1項の規定による都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内に所在する場合は当該指定都市又は中核市の長)の認可(私立幼保連携型認定こども園の場合)が必要となるため留意すること。

ただし、国又は都道府県以外の者が行う病児保育事業に係る届出期間については、あらかじめ届け出ることとなっているが、整備法附則第7条第2項の規定により、整備法の施行(平成27年4月1日)の際限に病児保育事業を行っている当該者についての事業開始届については、整備法の施行の日から3ヶ月以内(平成27年6月30日まで)に行うこととされている。

また、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第17号)により、幼稚園型一時預かり事業等が創設されたところであるが、一時預かり事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の12の

規定により届出を行うこととなっていることから、社会福祉法第 74 条の規定が適用され、社会福祉法第 69 条の規定による届出は不要である。

なお、以下の事業についての認可申請又は届出の事項は次のとおり。

- ・小規模保育事業：児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項各号
- ・病児保育事業：児童福祉法施行規則第 36 条の 38 第 1 項各号
- ・幼保連携型認定こども園を経営する事業：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項各号

※ 留意点

病児保育事業及び幼保連携型認定こども園を経営する事業について、市町村が事業を実施する場合には、実施主体である市町村が都道府県に届出を行うことになる。

法人が指定都市及び中核市の域内でこれらの事業を行う場合にあっては、指定都市又は中核市に対して届出等をすることとなる。なお、指定都市、中核市が事業主体となる場合には、届出義務は生じない。(指定都市については地方自治法施行令第 174 条の 26 第 1 項及び第 8 項、中核市については地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2 第 1 項及び第 3 項、認定こども園法第 16 条及び第 17 条第 1 項)

なお、病児保育事業について、「届出様式例」(別添) を示すので、参考とされたい。

(2) 社会福祉事業を営む者としての義務について

① サービス利用者に対する情報提供努力義務

社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）を利用するようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し、情報の提供を行うよう努めなければならない。

(社会福祉法第 75 条第 1 項)

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。) 第 28 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。) の規定による情報の提供を行っている場合には、社会福祉法第 75 条第 1 項の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

② 利用契約の申込み時の説明の努力義務

社会福祉事業の経営者は、利用申込者に対し、契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。(社会福祉法第 76 条)

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第 5 条第 1 項及び第 38 条第 1 項において、あらかじめ、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとされていることから、この手続を行うことをもって、社会福祉法第 76 条の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

③ 利用契約成立時の書面の交付義務

一般に第二種社会福祉事業の実施に当たっては、社会福祉事業の経営者は福祉サービスを利用するための契約が成立したときには、その利用者に対し社会福祉法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないが、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第16条において免除する対象を規定しており、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業については同条の規定の対象となり、書面交付義務の対象から除外される。

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第5条第1項、第13条第6項、第38条第1項及び第43条第6項において、あらかじめ、利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないとされていることから、この手続を行うことをもって、社会福祉法第77条の規定による交付義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

④ 質の向上のための自己評価等の努力義務

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条第1項）

なお、幼保連携型認定こども園については認定こども園法第23条及び認定こども園法施行規則第23条から第25条まで並びに運営基準第16条の規定による評価等を行っている場合、小規模保育事業については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第5条第2項及び第3項並びに運営基準第45条の規定による評価等を行っている場合には、社会福祉法第78条第1項の規定による努力義務を果たしているものと取り扱って差し支えない。

⑤ 誇大広告の禁止

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。（社会福祉法第79条）

なお、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業については、運営基準第28条第2項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による義務を遵守している場合には、社会福祉法第79条の規定による義務を遵守しているものと取り扱って差し支えない。

2 事業の指導監督について

事業の適正な運営を確保するため、都道府県、指定都市及び中核市においては、各事業に係る法令や実施要綱等に基づき、事業が適切に実施されるよう、管内の市町村や事

業者への周知に努めるとともに、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等は、必要に応じて施設への立入検査を行う等の指導監督を行うこと（小規模保育事業については、市町村長が指導監督を行うものである）。（社会福祉法第70条、児童福祉法第34条の17第1項、第34条の18の2第1項及び認定こども園法第19条第1項）

以下の場合は、これらの社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じることができるのでご留意願いたい。（社会福祉法第70条及び第72条、児童福祉法第34条の17第4項、第34条の18の2第3項及び認定こども園法第21条第1項）

① 子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業の経営者が、

- ア 変更の届出、事業廃止の届出をしない場合
- イ 報告徴収・検査に応じない場合
- ウ サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- エ 利用契約の成立時の書面の交付に係る規定に違反した場合
- オ 誇大広告の禁止規定に違反した場合
- カ 事業開始の届け出をせず、事業に関し不当に営利を図った場合

なお、事業経営の制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとなっている。

② 幼保連携型認定こども園を経営する事業、小規模保育事業及び病児保育事業の経営者については、社会福祉法第74条の規定により、社会福祉法上の指導監督に関する規定は適用除外となっているが、児童福祉法又は認定こども園法の規定による指導監督を行うことにより、当該事業の適切な運営が行われるように留意すること。

また、これらの規定のほか、①エ及びオに違反したときは、社会福祉法第72条第2項の規定に基づき、これらの事業の制限又は停止を命ずること等ができる。

この場合、当該事業の制限又は停止の命令等に違反した者については、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとなっている。（社会福祉法第131条第3号）

雇児発 0805 第 4 号
社援発 0805 第 7 号
老発 0805 第 25 号
平成 27 年 8 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老健局長

(公印省略)

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

社会福祉法人に対する指導監査等については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人指導監査等に当たつていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たり、るべき基準として発出するものであることを併せて通知します。

記

第1. 改正の趣旨

平成27年4月1日から施行する子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。以下同じ。）及び同条第13項に規定する病児保育事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置付けられるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の利用者支援事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）が改正されることに伴い、必要な見直しを行うもの。

第2. 主な改正内容等

「社会福祉法人の認可について」が改正され、評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業が追加され、また、これらの事業と併せて行うことができる事業に病児保育事業及び利用者支援事業が追加されることに伴い、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項についても同様の見直しを行うこととする。

第3. 適用日

平成27年4月1日

○「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日覆児発第487号・社援発第1274号・老発第273号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

〔別添〕 社会福祉法人指導監査要綱		改正後		改正前	
項目	指導監査事項	備考	根拠	項目	指導監査事項
6 評議員・評議員会	1 評議員会を開くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行う地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病院保育事業及び利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。） ③ 介護保険事業	審査基準第3-4-(1)、(2) 定款準則第12条備考一 (評議員会)の条備考(1) 審査要領第3-4(1) 社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。） ③ 介護保険事業	審査基準第3-4-(1)、(2) 定款準則第12条備考一 (評議員会)の条備考(1) 審査要領第3-4(1) 社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。） ③ 介護保険事業	6 評議員・評議員会	1 評議員会を開くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行う地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病院保育事業及び利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。） ③ 介護保険事業

雇児発 0805 第 1 号
社援発 0805 第 4 号
老発 0805 第 22 号
平成 27 年 8 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老人健局長

(公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

第1. 改正の趣旨

平成27年4月1日から施行する子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。以下同じ。）及び同条第13項に規定する病児保育事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置づけられるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の利用者支援事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられることに伴い、社会福祉法人がこれらの事業を営む場合に必要な事項を定めるもの。

第2. 主な改正内容等

（1） 社会福祉法人が小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園を営む場合における資産の所有等について次の特例を定める。

① 小規模保育事業について

「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（通知）」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

② 幼保連携型認定こども園について

「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

（2） 評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業を追加する。また、これらの事業と併せて行う事業に病児保育事業及び利用者支援事業を追加する。

第3. 適用日

平成27年4月1日

○「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日厚生第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号)新旧対照表

	改正後	改正前
別紙1 社会福祉法人審査基準	別紙1 社会福祉法人審査基準	別紙1 社会福祉法人審査基準
第一 (略)	第一 (略)	第一 (略)
第二 法人の資産	第二 法人の資産	第二 法人の資産
1 資産の所有等	1 資産の所有等	1 資産の所有等
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 特例	(2) 特例	(2) 特例
キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合	ア～カ (略)	ア～カ (略)
社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行なう施設については、保育所と同様に「不動産の賞与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長・社会・医療局長連名通知) 第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。	(新設)	
第三 法人の組織運営	第三 法人の組織運営	第三 法人の組織運営
4 評議員会	4 評議員会	4 評議員会
(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。	(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。	(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業	① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業	① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行なう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）	② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行なう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。）	② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行なう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業のいずれか又は両方の事業を含む。）
③ 介護保険事業	③ 介護保険事業	③ 介護保険事業
別紙2 社会福祉法人定款準則	別紙2 社会福祉法人定款準則	別紙2 社会福祉法人定款準則
(職員)	(職員)	(職員)
第12条 この法人に、職員若干名を置く。	第12条 この法人に、職員若干名を置く。	第12条 この法人に、職員若干名を置く。
10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。	10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。	10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(下線部分は改正部分)

<p>(備考)</p> <p>(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業又は小規模保育事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。）</p> <p>(3) 介護保険事業</p> <p>第4・第5 (略)</p>	<p>(備考)</p> <p>(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を経営する事業（保育所を経営する事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）</p> <p>(2) 介護保険事業</p> <p>第4・第5 (略)</p>
--	---

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度予算概算要求が示される
 - ～保育対策関係予算概算要求は8,035億円と微増～……………1
- ・第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京 開催のご案内……………2
- ・障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集について
 - ～パブリックコメント募集中：平成27年9月19日（土）（必着）～……………3

◆平成28年度予算概算要求が示される◆

～保育対策関係予算概算要求は8,035億円と微増～

去る8月26日、厚生労働省は平成28年度予算の概算要求をまとめました。一般会計の総額は30兆6,675億円の要求額となり、平成27年度当初予算との比較では、2.5%伸びて、7,529億円の増となりました。

平成27年度保育対策関係予算概算要求額は8,035億円です（子どものための教育・保育給付費負担金等の内閣府予算を含む）。

要求にあたっての考え方は、次のとおりです。

「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材の育成や潜在保育士に対する再就職支援など保育士確保対策を推進する。

また、新規事業として、保育所等の整備支援の枠において、小規模保育整備事業が対象に含まれるとともに、賃貸方式による小規模保育等の推進（賃借料の一部支援、都市部での土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援等）が予算要求されています。

さらに、保育の量拡大を支える保育士確保の関係予算では、保育士確保対策のための新規事業として、未就学児をもつ保育士に対する保育所復帰支援事業、潜在保育士の再就職支援事業が取り組まれます。また、保育士の質の向上と保育人材確保のため

の研修として、保育士試験合格者に対する実技講習や保育実習指導者に対する講習が予算要求されています（詳細は、別添「平成28年度保育対策関係予算概算要求の概要（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）」をご参照ください）。

なお、消費税率の引き上げと併せて行う社会保障の充実については、消費税率引き上げ以外の財源の確保も含め、予算編成過程で検討するものとされています。

平成28年度厚生労働省の主な税制改正要望（案）では、子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設（ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部についての税制上の所要の措置を講ずる）や、保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄付税制について、所得控除限度額を現行の総所得の40%から50%に引き上げることが示されています。

◆第6回子育て支援センター全国セミナー2015in 東京 開催のご案内◆

～「広げよう、深めよう、伝えよう、次世代までつながることを始めよう！」～
— “妊娠・出産から子育てまで 切れ目ない子育て支援” の創造—

平成27年10月14日（水）～15（木）の2日間、「第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京」が開催されます（主催：日本子ども子育て支援センター連絡協議会、後援：厚生労働省、全国保育協議会他）。

以下、開催の概要を抜粋して記載いたします。開催要項及び申込に当たっては、下記URLからご参照ください。

日本子ども子育て支援センター連絡協議会第6回全国セミナー

<http://kokonet.jp/contents/?p=345>

第6回子育て支援センター全国セミナー2015in東京

- 主催 日本子ども子育て支援センター連絡協議会（日本子ども子育てネット）
- 後援 厚生労働省、東京都、江東区、全国保育協議会、（福）日本保育協会、（公社）全国私立保育園連盟
- 日程 平成27年10月14日（水）～15日（木）2日間
- 会場 東京TOC有明 東京都江東区有明3-5-7「有明ワシントンホテル」
- 参加対象 全国の子育て支援拠点事業実施者、保育園・幼稚園・認定こども園、行政関係者、養成校学校関係者等
- 参加費 15,000円（日本子ども子育てネット会員は13,000円）
- 内容 ※開催要項を参照 <http://kokonet.jp/download/2016/0121/youkou.pdf>
- 申込 ※参加申込書を参照 <http://kokonet.jp/download/2016/0121/sheet0805.pdf>

◆障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針 (案)に関する御意見の募集について◆

～パブリックコメント募集中：平成 27 年 9 月 19 日（土）（必着）～

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項では、事業を所管する主務大臣は、障害を理由とする差別の禁止や合理的な配慮に関して、当該事業分野の事業者が適切に対応するための必要な指針（対応指針）を策定することとされています。

今般、福祉事業者向けの対応指針（案）が作成され、今後の対応指針の策定に当たっての参考とするためのパブリックコメント（意見）募集中です。

応募にあたっては以下の概要及び URL 記載の対応指針（案）の内容をご参照ください。

○障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150125&Mode=0>

障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する 御意見の募集について【概要】

○御意見募集期間

平成 27 年 8 月 21 日（金）～平成 27 年 9 月 19 日（土）（必着）

○御意見の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-GOV）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3591-8914

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て

平成28年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成27年度予算)

8,021億円

→

(平成28年度概算要求)

8,035億円

【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】

914億円

→

928億円

【うち厚生労働省予算】

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援など保育士確保対策を推進する。

(注) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成27年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。

1 待機児童解消加速化プランの更なる展開

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修により、約7.2万人分の受入児童数の拡大を図る。

また、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援などの保育士確保対策を通じて、受入児童数に対応した必要保育士を確保する。

1. 保育所等の整備支援（一部推進枠）

55,469百万円 (55,457百万円)

保育所等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)（※）して、保育所等の整備を推進する。

- ・保育所緊急整備事業（※）
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業（※）【新規】
- ・民有地マッチング事業

※ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる保育所等の整備を推進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。 10,632百万円 (7,562百万円)

2. 小規模保育等改修費支援（一部推進枠） 18,540百万円（19,952百万円）
保育対策総合支援事業費補助金

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）（※）による小規模保育等の設置を促進する。

- ・賃貸物件による保育所改修費等支援事業（※）
- ・小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・家庭的保育改修費等支援事業（※）

※ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる小規模保育等の設置を促進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。 4,526百万円（4,871百万円）

3. 賃貸方式による小規模保育等の推進（推進枠） 1,934百万円 【新規】
保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育所や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育所や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を推進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

- ・保育所等賃借料支援事業【新規】
- ・保育所設置促進事業【新規】

4. 保育の量拡大を支える保育士の確保（一部推進枠） 9,207百万円（7,700百万円）
保育対策総合支援事業費補助金
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

「保育士確保プラン」に基づく取組として、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や保育士登録簿を活用し、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士に対する定期的な再就職支援など、保育士確保対策の充実を図る。

また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ・保育士宿舎借り上げ支援事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・未就学児をもつ保育士に対する保育所復帰支援事業【新規】
- ・潜在保育士の再就職支援事業【新規】

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・保育士試験追加実施支援事業
- ・保育士試験による資格取得支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保ための研修

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・保育所保育士研修等事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習【新規】
- ・保育実習指導者に対する講習【新規】

5. 認可を目指す認可外保育施設への支援

1,034百万円（1,019百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

[15,995百万円] ([15,995百万円])

子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

認可外保育施設が認可保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

6. 事業所内保育施設への支援

4,427百万円（5,139百万円）

労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進（保育関係）

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

1. 子どものための教育・保育給付

600,494百万円+事項要求(600,494百万円)

子どものための教育・保育給付費負担金（内閣府予算）

① 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成28年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

2. 地域子ども・子育て支援事業

94,210百万円十事項要求 (94,210百万円)

子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費

② 延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

③ 病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

④ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

⑤ その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

※ 平成28年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

3. 認可を目指す認可外保育施設への支援等（再掲） 15,995百万円（15,995百万円）
子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ① 認可化移行運営費支援事業
- ② 幼稚園長時間預かり保育事業

※ 平成28年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。

3 その他の保育の推進

1. 事故情報の集約・事後検証等 5百万円（ 5百万円）

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

2. 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務 8百万円（ 7百万円）

子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。

3. ベビーシッター派遣事業 80百万円（ 80百万円）
ベビーシッター派遣事業費補助金

残業や夜勤等の多様な就労実態に対応して、民間企業の従業員がベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に利用料を一部助成する。

4. 子育て支援員研修 654百万円（ 653百万円）
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

5. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進
301百万円（399百万円）

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

6. ECEC Network事業への参画 **27百万円** **【新規】**

OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

7. その他 **1,110百万円（1,019百万円）**
保育対策総合支援事業費補助金等

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部を補助する事業、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業、市町村域内における保育需給のミスマッチを解消するため、利便性の良い場所に設置する送迎センターにおいて、送迎バス等による児童の送迎に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。

(参考1) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実（社会保障の充実）

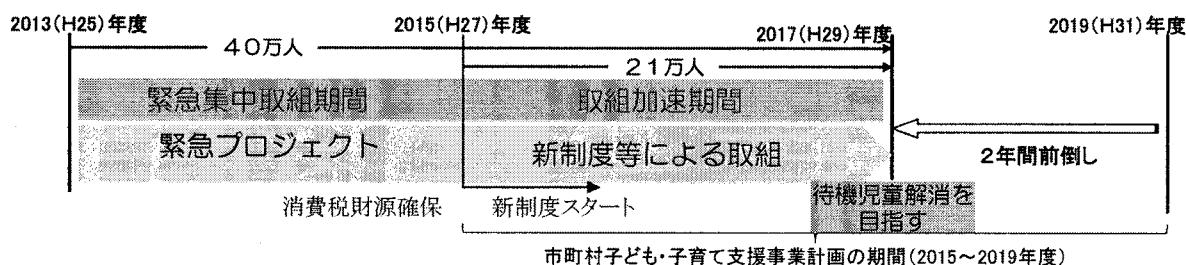
平成28年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用について、予算編成過程で検討する。

- 量的拡充
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。
- 質の向上
子ども・子育て支援新制度の基本理念である質の高い保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため、更なる「質の向上」として、消費税財源以外の財源（0.3兆円超）にて実施する以下の事項については、予算編成過程で検討する。
 - ・1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
 - ・4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
 - ・保育所の職員給与の改善（3%→5%）
 - ・研修の充実（代替要員の配置）（年間2日分→年間5日分）など

(参考2) 待機児童解消加速化プランについて

- 平成25年4月、待機児童解消に向けた地方自治体の取組を強力に支援していくため、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する「待機児童解消加速化プラン」を策定。
- 平成25・26年度の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は、ほぼ達成する見込み。
- 平成27年度以降の3年間（取組加速期間）についても、約21万人分の保育の受け皿を確保することとしており、平成28年度については、待機児童の解消に向けた自治体の取組を推進し、約7.2万人分の保育の受け皿を確保していく。

<図1>待機児童解消加速化プラン



<図2>約7.2万人分の受け皿確保に向けた予算措置状況

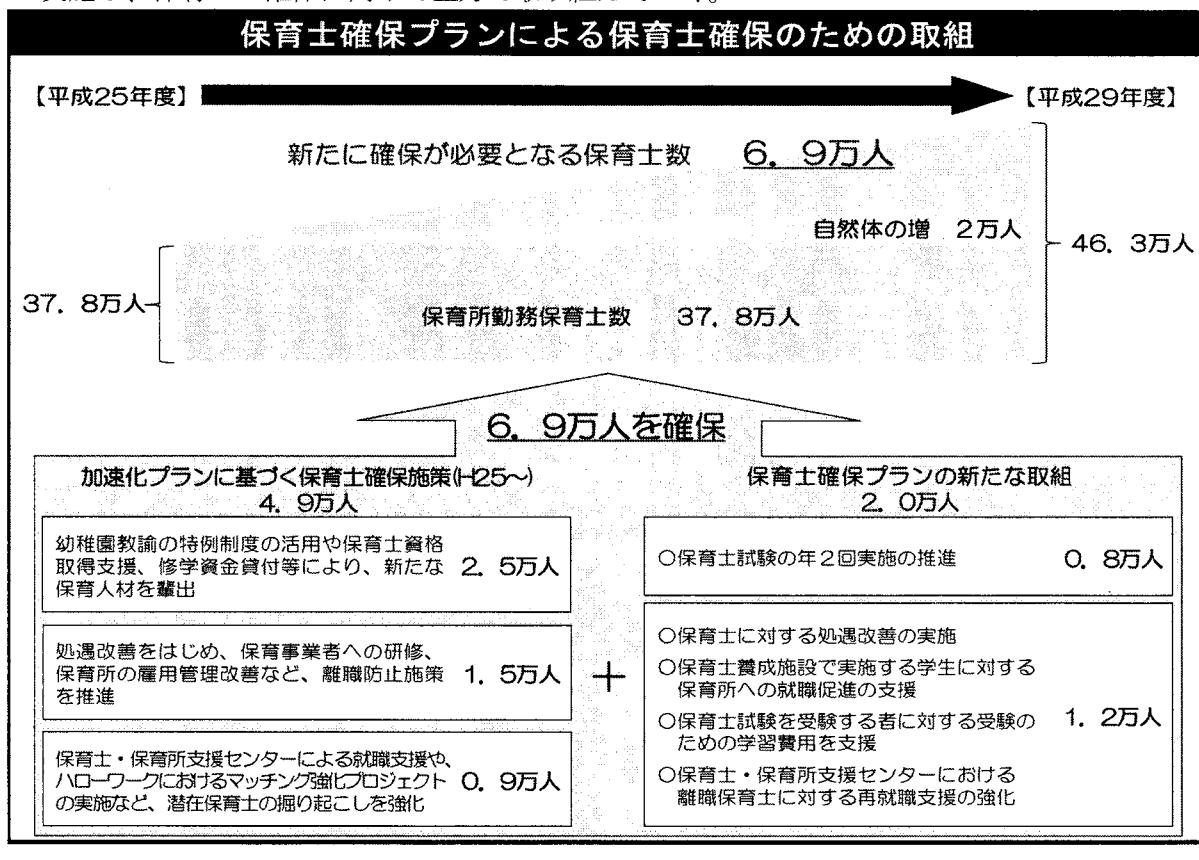
保育所等の施設整備費	約3.3万人 保育所等整備交付金 (保育所、認定こども園、小規模保育)
小規模保育等の改修費	約3.9万人 各種改修等支援事業 (小規模保育、賃貸物件による保育所、幼稚園長時間預かり保育、認可外保育施設、家庭的保育)

<図3>取組加速期間における受入增加数

	H27年度	H28年度	H29年度	計
受入増加数	+8.2万人	+7.2万人	+5.6万人	+21万人
認可保育所	+5.5万人	+4.5万人	+3.4万人	+13.4万人
認可保育所以外	+2.7万人	+2.7万人	+2.2万人	+7.6万人

(参考3) 保育士確保プランについて(平成27年1月14日公表)

- 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定。
- 「保育士確保プラン」では、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士資格取得支援などの確保施策についても引き続き実施し、保育士の確保に向けて全力で取り組んでいく。



全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・賃金改善の円滑な実施に向けて、改善例を含む「処遇改善等加算」の具体的取扱いが示される
～通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて～

◆賃金改善の円滑な実施に向けて、改善例を含む「処遇改善等加算」の具体的取扱いが示される◆

～通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて～

8月28日、内閣府、厚生労働省及び文部科学省は、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について*」の取扱いについてを、都道府県宛てに発出しました。

子ども・子育て支援新制度における、施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、既に平成27年3月31日付の通知で、加算率の区分や認定要件等の内容が示されているところですが、賃金改善の額をより正確に把握し円滑な実施を図るため、その取扱いについて通知されたものです。

以下、通知の要旨を抜粋して記載いたします。通知の全文については別添資料をご参考ください。通知には、併せて賃金改善の方法やキャリアパス要件等に関するQ&Aが記載されています。

*「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日）」全保協ニュースNo.15-02で既報

【通知】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて ～要旨抜粋（全保協事務局）～

1. 基本的考え方

(1) 賃金改善の考え方

○職員の賃金（基本給、手当、賞与又は一時金等…退職手当を除く）の増額を、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上の水準で実施する。

○賃金改善は対象とする賃金項目を特定した上で行い、特定された賃金項目以外も含め賃金水準を低下させてはならず、賃金改善に要した費用の総額は、当該施設等における賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要。

○賃金改善総額の算定は、当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額と、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額との差により算定されるもの。

(2) 賃金改善の方法について

○定期昇給は、職員の職位、職責又は職務内容等に応じて昇給する賃金体系の基礎を為すもの。

○本加算による賃金改善の賃金項目としては、手当や一時金等によるものではなく、基本給を当該特定教育・保育施設等における給与規定や給与表等に基づく定期昇給に上乗せして実施することが望ましい。

(3) 賃金改善の起点となる賃金

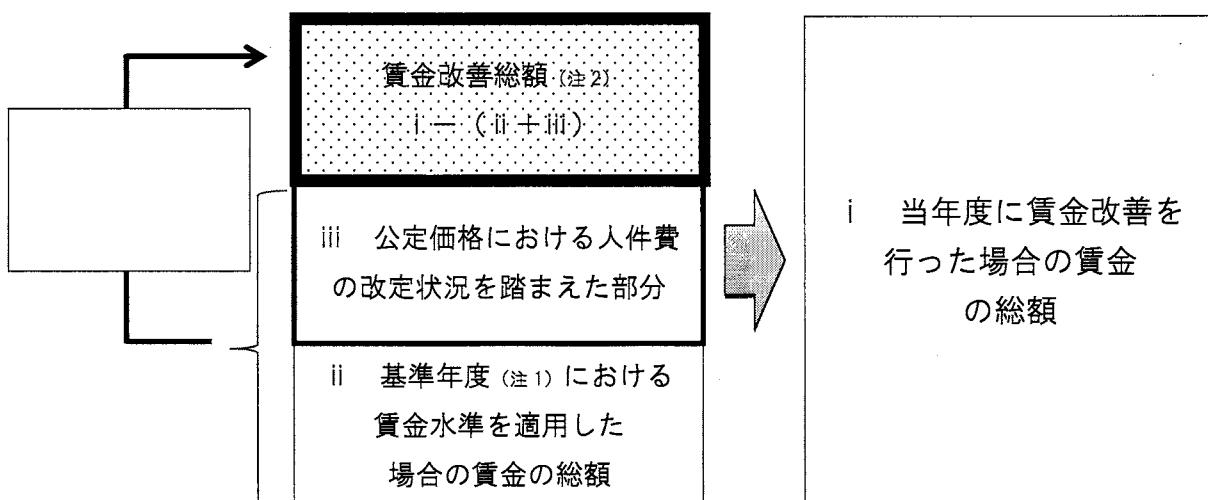
○「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」に、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とし、各施設等の賃金改善前の総額を算定する。

○上記「人件費の改定状況を踏まえた水準」とは、国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を指す。

※ 「賃金改善」の具体的考え方

- i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額
- ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
- iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分
とし、i - (ii + iii) が、賃金改善総額となる

(図1：賃金改善のイメージ図)



(注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。

- a) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度※の賃金水準
※ 平成27年度に確認の効力が発生する場合は、平成26年度の賃金水準
又は
- b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金改善の部分を除く）

(注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とする必要がある。

2. 賃金改善に係る留意事項について

(1) 賃金改善要件分による賃金改善額について（算式）

- 「i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額」
- 「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」
- 「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」

$$\frac{i - (ii + iii)}{(ii + iii)} \geq 0.03 \quad (*\text{ 平均勤続年数が11年以上の施設は} 0.04)$$

(2) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額について

- 上記「ii」は、当年度における職員を基準年度の賃金水準に当てはめた場合の賃金の総額をいう。
- なお、賃金改善総額が加算見込額を下回る場合においては、下回る額以上の額を、基本的に当該年度中において、更なるベースアップや一時金等に充てる必要がある。

(3) 新設園等における基準年度の賃金の総額の設定方法について

- 同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に基準年度における賃金総額を算出のうえ、当該賃金の総額から賃金改善率（原則3%）以上の賃金改善を行う。

(4) 法定福利費等の事業主負担増加額の取扱いについて

- 処遇改善等加算（賃金改善要件分）による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、賃金改善に要した費用の総額に含めて差支えない。
- 社会保険料率の変更に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、賃金改善に要した費用の総額に含めてはならない。

3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方

○平成26年度における人件費の改定の算定にあたっての算式

「当該年度における各月初日の利用児童数（広域利用子ども数を含む）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「2（%）」×「12月」（年齢区分ごとに算出した額を合計し、千円未満の端数は切り捨てとする。）

＜参考例＞賃金改善に係る改善モデルケース（イメージ） ※別紙通知を参照

【参考】Q&A ※全文は別紙通知を参照

本通知には、併せて「処遇改善等加算」に係る取扱いについて、賃金改善の方法やキャリアパス要件等に関するQ&Aが記載されています。

通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について【平成27年3月31日】」が示されて以降、定期昇給の取扱いやキャリアパス要件分の認定のための取り組み等について、会員から全保協の事務局へ多くのお問い合わせをいただいております。

示されたQ&Aについて、関連する当該内容を抜粋してお知らせいたしますので、所在する各市町村への加算認定申請に当たって、ご参考いただきますようお願い申しあげます。

(問1) 定期昇給を処遇改善等加算による賃金改善要件分に含めることは可能ですか。

(答) 施設・事業所における給与規程や給与表等で定める定期昇給は、本来、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系の基礎を為すものであり、その基礎の更なる上乗せとして処遇改善が図られることが本加算の趣旨に合致するものであることから、その運用に当たっても、その趣旨を担保されることが必要です。

ただし、平成27年度については、本加算の運用を開始した年度であることから、本加算を踏まえて、各特定教育・保育施設等の事業者が給与体系等の再編を行っていることもあり、円滑な施行に配慮した運用も可能としています。

(問2)～(問10) 略

(問11) キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) 施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（主幹教諭研修、主任保育士研修、初任者研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を自ら実施し、又はこうした内容の研修会への参加を職務として認める等の研修の機会を確保していればよく、研修内容は、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設・事業所の実情に応じて取り組んでいれば差し支えありません

(問12) キャリアパス要件において求められている「施設・事業所職員の能力評価」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) キャリアパス要件については、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事にやりがいを感じつつ、当該施設においてキャリアアップを積み重ねることができるような職場環境を確保する取組が促進されることを目的として設けられたものです。

具体的には、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどの手法が考えられますか、施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば差し支えありません。

(問13)、(問14) 略

事務連絡
平成27年8月28日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等（私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。）に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「処遇改善通知」という。）により、その取扱いをお示ししてきたところですが、賃金改善の額をより正確に把握し、その円滑な実施を図るため、上記処遇改善通知に加えて、別紙の通り取扱いをお示しするので、十分ご了知の上、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

本件照会先：

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

TEL：03-5253-2111（代表）内線38347

FAX：03-3581-0992 土佐、島田、大中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線2714

FAX：03-6734-2714 岡、大西、辻本

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線7962

FAX：03-3595-2674 松浦、金築

処遇改善等加算に関する取扱いについて

1. 基本的考え方

(1) 賃金改善の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の事業者は、特定教育・保育施設等の職員の賃金（基本給、手当、賞与又は一時金等（退職手当を除く。以下同じ。））の増額（以下「賃金改善」という。）を、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上の水準で実施するものとする。

賃金改善の実施に当たっては、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、特定された賃金項目以外も含め、賃金水準を低下させてはならず、各特定教育・保育施設等において賃金改善に要した費用の総額（以下「賃金改善総額」という。）は、当該施設等における賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要である。

賃金改善総額の算定に当たっては、当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額と、処遇改善通知2. (1) (ア) ①に定める基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（公定価格における人件費が人事院勧告等に応じて変更となった場合には当該改定状況を踏まえた額を含む。）との差により算定されるものである。

(2) 賃金改善の方法について

特定教育・保育施設等において給与規程や給与表等に基づき行われる定期昇給は、職員の職位、職責又は職務内容等に応じて昇給する賃金体系の基礎を為すものである。

従って、本加算は、本来、こういった既存の賃金体系の基礎の上乗せとして賃金改善を行うものであり、職員の処遇の改善が図られることを目的として実施するものであることから、賃金改善計画や賃金改善実績の確認等その運用にあたっても、その趣旨が担保されることが必要である。ただし、平成27年度は本加算の運用を開始した初年度であることから、本加算を踏まえて各特定教育・保育施設等の事業者が給与体系等の再編を行っていることもあり、円滑な施行に配慮した運用も可能とする。

また、本加算による賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給とすることが望ましい。基本給において賃金改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直し、給与規程や給与表等に基づいて定期昇給すべき号給の改善（例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。）、給与規程や給与表等に基づく施設・事業所ごとの定期昇給に上乗せする形により賃金改善を行う必要がある。

(3) 賃金改善の起点となる賃金

賃金改善の起点となる賃金については、特定教育・保育施設等の施設類型・事業類型に関わらず、「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」に、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」を加えた額とし、各施設等の賃金改善前の賃金の総額を算定すること。

この場合、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」とあるのは、公定価格上の人件費の額の算定にあたっては、国家公務員の給与に準じて算定しているところであることか

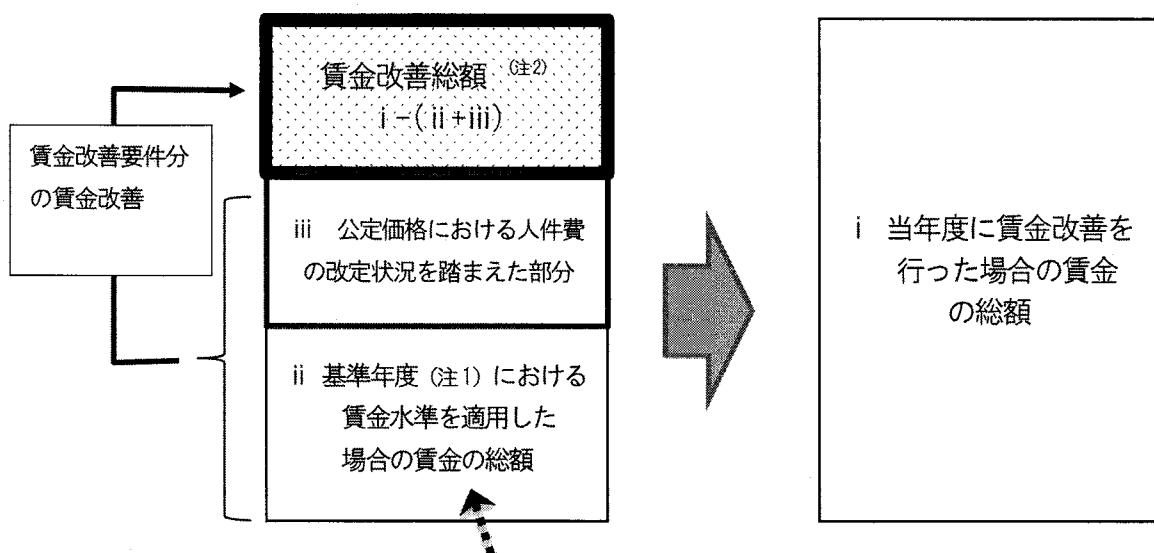
ら、国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を指すものであること。なお、具体的な改定率等は年度ごとに明示することを予定しているが、平成26年度における改定率の考え方については、3.「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方を参照のこと。

※「賃金改善」の具体的考え方

- i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額
- ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
- iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分

とし、i - (ii + iii) が、賃金改善総額となる

(図1：賃金改善のイメージ図)



(注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。

a) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度※の賃金水準

※ 平成27年度に確認の効力が発生する場合は、平成26年度の賃金水準

又は

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金改善の部分を除く）

(注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とすることが必要。

2. 賃金改善に係る留意事項について

(1) 賃金改善要件分による賃金改善額について

「i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額」から「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計を差し引いて得られる賃金改善の総額について、「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計とを比較して、原則としてその3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%とし、キャリアパス要件未達成の施設は1%を減ずることとする。以下「賃金改善率」という。）以上の賃

金改善をすること。

$$\frac{i - (ii + iii)}{(ii + iii)} \geq 0.03 \quad *11\text{ 年以上の施設は } 0.04$$

ただし、処遇改善通知1(1)の保育所における経過措置が適用される特定教育・保育施設等については、当該施設等に該当する賃金改善率(1%又は2%)以上の処遇改善を行うこととし、基準年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園であって、処遇改善通知2(1)(イ)の特例(以下「私学助成等を受けていた場合の特例」という。)が適用される特定教育・保育施設等については、特例により認められる賃金改善要件分の額以上の処遇改善を行うものとする。

(2) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額について

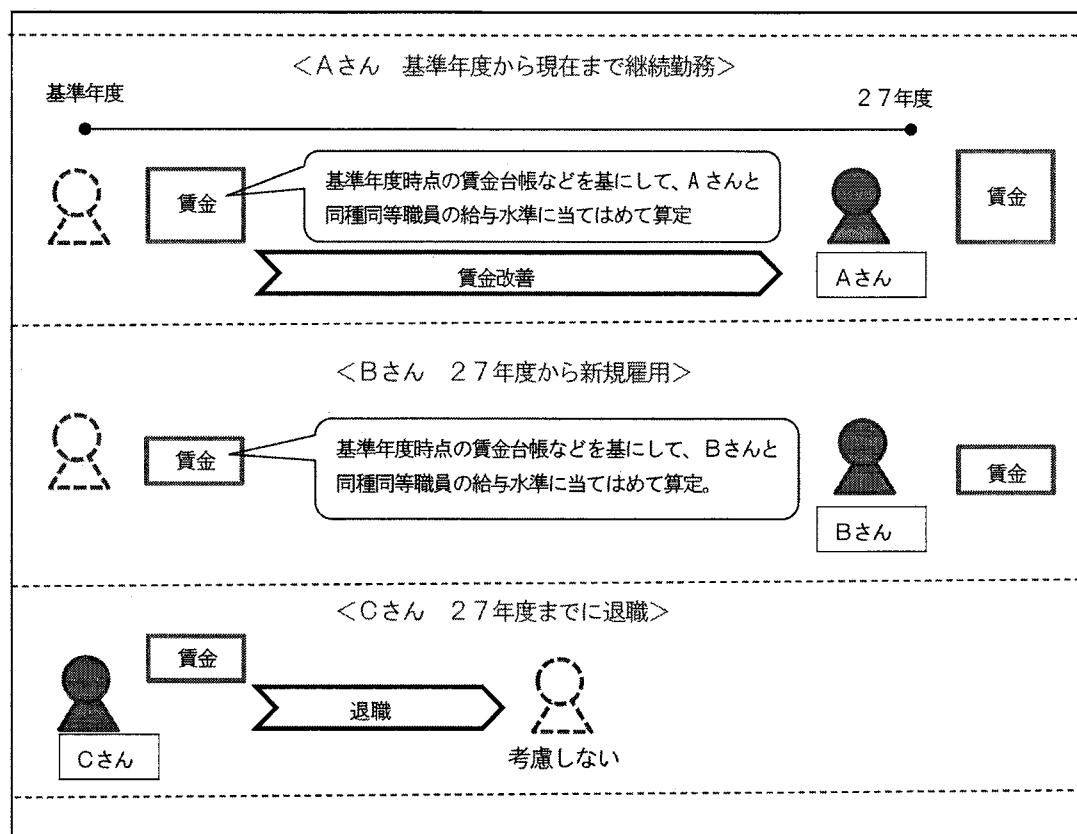
「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」とは、当年度における職員を基準年度の賃金水準に当てはめた場合の賃金の総額をいい、例えば、基準年度における賃金台帳などを基にして、基準年度の賃金水準を算定すること。ただし、基準年度の賃金水準が前後の年度に比して著しく異なる場合においては、例えば、前後3年の賃金水準を考慮するなど、平均的な賃金水準を用いることは差し支えない。

具体的には、当年度において勤続年数10年の職員がいる場合、基準年度時点の賃金台帳などを基にして、基準年度における勤続年数10年の給与水準に当てはめて算定することなどが考えられる(図2「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」のイメージを参照のこと)。

また、基準年度における勤続年数が同一の職員が存在しない場合については、近しい条件の職員から類推して基準年度における給与水準を適用した場合の額を算出することも考えられる(例:上記の例の場合、基準年度に勤続年数10年の職員が存在せず、勤続年数8年の職員と12年の職員がいるならば、それらの者の賃金台帳を参考に、基準年度における勤続年数10年の職員の給与水準を算出するとすることが考えられる。)。

なお、当年度における賃金改善総額が、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額を下回る場合においては、当該下回る額以上の額を、基本的に当該年度中において、更なるベースアップや一時金等に充てる必要がある。

(図2 :「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ)



(3) 新設園等における基準年度の賃金の総額の設定方法について

新設園の場合については、同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に基準年度における賃金総額を算出のうえ、当該賃金の総額から賃金改善率（原則3%）以上の賃金改善を行うこと。

なお、市町村は必要な特定教育・保育施設等に対して、市町村域内の地域水準についての情報を提供するなど、積極的な情報提供や支援に努めること。

また、施設・事業所において給与表が存在しないような場合においても、市町村は職務内容等に応じた賃金体系の整備に向けた指導を行うこと。

(4) 法定福利費等の事業主負担増加額の取扱いについて

処遇改善等加算（賃金改善要件分）による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、賃金改善に要した費用の総額に含めて差し支えない。

なお、社会保険料率の変更に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格における人件費の改定及び処遇改善等加算（賃金改善要件分）による賃金改善とは関係なしに負担すべきものであることから、賃金改善に要した費用の総額に含めてはならない。

3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方

特定教育・保育施設等においては、賃金改善の起点となる賃金について、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」とすること。この場合の「公定価格における人件費の改定状況

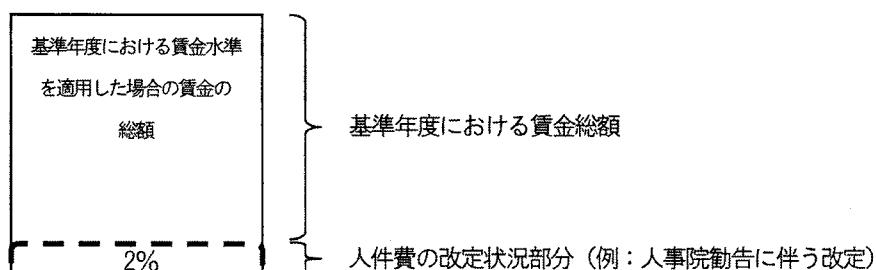
を踏まえた水準」とあるのは、公定価格上の人件費の額の算定にあたり、算定の根拠となる国家公務員の給与改定に伴う公定価格改定を踏まえた後の人件費の水準を反映した賃金の総額を指すものである。

なお、平成 26 年度における人件費改定の算定にあたっては、以下の算式を参照されたい。

算式：人件費の改定状況部分 = 「当該年度における各月初日の利用児童数（広域利用子ども数を含む）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」
×「2（%）」※×「12月」（年齢区分ごとに算出した額を合計し、千円未満の端数は切り捨てとする。）

※ 平成 26 年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

（図3：人件費の改定状況部分のイメージ図）



また、処遇改善通知の別紙様式4による報告を行うに際しては、本様式(1)③イ、(2)ア⑦イ、(2)イ⑦イ、(3)⑦イ各欄の「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」については、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」を加えて報告を行うものとする。

4. 私学助成等を受けていた場合の特例の取扱い

処遇改善通知2(1)(イ)の基準年度以前に私学助成等を受けていた場合の特例の適用に際しては、基準年度における私学助成等による収入額に人件費の改定状況を踏まえた部分を加えた上で、公定価格による見込額と比較することとし、公定価格による見込額から基準年度における私学助成等による収入額と人件費の改定状況を踏まえた部分の合計額を控除して得た額（当該額が0以下となる場合は、0）を加算見込額とするものとする。

なお、加算見込額が0となる場合であっても、公定価格による見込額と基準年度における私学助成等による収入額を比較して公定価格による見込額が多いときは、その差額は人件費の改定状況を踏まえた部分に該当するものとして職員の賃金改善に充てることを条件として、都道府県知事において特例の適用を認めることも可能とする。

また、私学助成等を受けていた場合の収入額については、私学助成の一般補助（一種免許状の保有の促進分又は財務状況の改善の支援分を除く。）及び保育料等で構成する。この場合の保育料等は、保育料や入園料等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額（特定負担額）及び同条第4項に定める費用の額（実費徴収額）や入園に関する事務手続に要する費用（入園受入準備費）等を除く。）等の保護者からの納付金（幼稚園就園奨励費を市町村から代理受領した場合はその額を含む。）とし、その上限は一人当たり年額30万8,400円とする。なお、基準年度と比較して利用子ども数が増減する場合には、平均利用子ども数により納付金額の増減を加味した上で公定価格による見

込額との比較を行うものとする。

また、幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日以前において保育所を運営していた場合に限る。）が私学助成等を受けていた場合の特例の適用については、私学助成等による収入額のほか、保育所運営費も含めて公定価格による見込み額と比較を行うこととする。

（図4 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算の特例のイメージ）

公定価格の年間総額	処遇改善等加算	入件費改定分 2%(D)			
		(A) 賃金改善 要件分 3%（又は4%） 基礎分 2%~12%	(B) 賃金改善 要件分 3%（又は4%） 入件費改定分 2%(D) 私学助成 一般補助 (一種免許状の保 有の促進分又は 財務状況の改善の 支援分を除く) 保育料等 (就園扶助費補助を 含む)	賃金改善 要件分 3%（又は4%） 入件費改定分 2%(D)	賃金改善 要件分 3%（又は4%） 入件費改定分 2%(D)
				基準年度の私学助成等による収入額 (C)	基準年度の私学助成等による収入額 (C)
				基準年度の私学助成等による収入額 (C)	基準年度の私学助成等による収入額 (C)

【原則】 (A) 【特例①】 (C)+(D)>(B)の場合 (C)+(D)≡(A)+(B)の場合 (C)>(A)+(B)の場合

$$(A)+(B)-(C)-(D)$$
 基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

$$(C)+(D)=(A)+(B)$$
 基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

$$+(B)$$
の場合

* 法人の役員である職員は対象外
* 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増額分を賃金改善要件分に含めることが可能。

<参考例> 賃金改善に係る改善モデルケース（イメージ）

以下で示す参考例は、本加算の趣旨に最も即した賃金改善の方法として一例を示したものであり、実際の賃金改善に当たっては、施設の状況及び地域の実情等を踏まえ、施設・事業においてより適切と考えられる方法による運用も可能とする。

例1：平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設のケース（保育所、認定こども園^(※)）

※ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設に限る。

（例1の1）保育所（一律に賃金改善を行った場合）

（前 提）

定員規模：90人

職員構成：所長1人、主任保育士1人、保育士11人、調理員1人、休けい保育士1人、事務職員1人

賃金改善要件：3%

処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：2,101,000円

※所長設置加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、3歳児配置改善加算、療育支援加算の認定

※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

（具体的な計算の手順の例）

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2（%） × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と(2)「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」－（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

NO	職員※1	勤続年数	基準年度（H24年度）における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた 賃金改善額※3		H24年度給与総額の割合 人勤影響額	賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4		
				H24年度給与総額+人勤影響額	賃金改善要件分 の改定率（3%）		(H24年度給与総額+人勤影響額) × 103% = 改定後給与総額		
1	所長	30年目	650万円	120万円 × (650万円 / 5,860万円) = 13万円			(650万円 + 13万円) × 103% = 683万円		
2	主任保育士	20年目	500万円	120万円 × (500万円 / 5,860万円) = 10万円			(500万円 + 10万円) × 103% = 525万円		
3	保育士A	15年目	450万円	120万円 × (450万円 / 5,860万円) = 9万円			(450万円 + 9万円) × 103% = 473万円		
4	保育士B	12年目	400万円	120万円 × (400万円 / 5,860万円) = 8万円			(400万円 + 8万円) × 103% = 420万円		
5	保育士C	10年目	380万円	120万円 × (380万円 / 5,860万円) = 8万円			(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円		
6	保育士D	10年目	380万円	120万円 × (380万円 / 5,860万円) = 8万円			(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円		
7	保育士E	7年目	360万円	120万円 × (360万円 / 5,860万円) = 7万円			(360万円 + 7万円) × 103% = 378万円		
8	保育士F	5年目	350万円	120万円 × (350万円 / 5,860万円) = 7万円			(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円		
9	保育士G	5年目	350万円	120万円 × (350万円 / 5,860万円) = 7万円			(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円		
10	保育士H	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円			(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円		
11	保育士I	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円			(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円		
12	保育士J	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円			(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円		
13	保育士K	1年目	300万円	120万円 × (300万円 / 5,860万円) = 6万円			(300万円 + 6万円) × 103% = 315万円		
14	保育士L	1年目	300万円	120万円 × (300万円 / 5,860万円) = 6万円			(300万円 + 6万円) × 103% = 315万円		
15	調理員	20年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円			(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円		
16	事務職員	非常勤	160万円	120万円 × (160万円 / 5,860万円) = 3万円			(160万円 + 3万円) × 103% = 168万円		
合計			5,880万円	平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月 ⇒ 120万円			合計 6,161万円		

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：2,101,000円
(2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」
+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$61,610,000円 - (58,600,000円 + 1,200,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて 基準年度における賃金台帳等 『国家公務員の給与改定に伴う
賃金改善を行った額』 により算出された額』 公定価格の改定状況』

(1) と (2) を比較し、(2) の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) 2,101,000円 - (2) 1,810,000円 = 291,000円 + \alpha$$

手当や一時金等による
賃金の改善

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員（理事、監事を含み、評議員を除く。以下同じ。）を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育士であれば、24年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額（7年目）を指すのではなく、24年度当時の10年目の保育士の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
なお、これらの額に法定福利費等は含まれない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額120万円（平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月）を各職員に配分した額を示したもの。
各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額（5,860万円）に占める各職員の給与の割合で按分計算してみせたもの（若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設の判断で最も適当と思われる方法で配分すること）
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込が、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額181万円（6,161万円 - (5,860万円+120万円)）が処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

(例1の2) 保育所（若年層のベースアップを重点的に行った場合）

(前 提)

定員規模：90人

職員構成：所長1人、主任保育士1人、保育士11人、調理員1人、休けい保育士1人、事務職員1人

賃金改善要件：3%

処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：2,101,000円※

※所長設置加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、3歳児配置改善加算、療育支援加算の認定

※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2 (%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）を比較し、(2)の方が少なければ

NO	職員※1	勤続年数	基準年度（H24年度）における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた 賃金改善額※3		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4
				H24年度給与総額の割合	人勤影響額	
1	所長	30年目	650万円	120万円 × (650万円 / 5,860万円) = 13万円		(650万円 + 13万円) × 100% = 663万円
2	主任保育士	20年目	500万円	120万円 × (500万円 / 5,860万円) = 10万円		(500万円 + 10万円) × 101% = 515万円
3	保育士A	15年目	450万円	120万円 × (450万円 / 5,860万円) = 9万円		(450万円 + 9万円) × 102% = 468万円
4	保育士B	12年目	400万円	120万円 × (400万円 / 5,860万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 420万円
5	保育士C	10年目	380万円	120万円 × (380万円 / 5,860万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円
6	保育士D	10年目	380万円	120万円 × (380万円 / 5,860万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円
7	保育士E	7年目	360万円	120万円 × (360万円 / 5,860万円) = 7万円		(360万円 + 7万円) × 103% = 378万円
8	保育士F	5年目	350万円	120万円 × (350万円 / 5,860万円) = 7万円		(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円
9	保育士G	5年目	350万円	120万円 × (350万円 / 5,860万円) = 7万円		(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円
10	保育士H	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 105% = 343万円
11	保育士I	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 105% = 343万円
12	保育士J	3年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 105% = 343万円
13	保育士K	1年目	300万円	120万円 × (300万円 / 5,860万円) = 6万円		(300万円 + 6万円) × 106% = 324万円
14	保育士L	1年目	300万円	120万円 × (300万円 / 5,860万円) = 6万円		(300万円 + 6万円) × 106% = 324万円
15	調理員	20年目	320万円	120万円 × (320万円 / 5,860万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円
16	事務職員	非常勤	160万円	120万円 × (160万円 / 5,860万円) = 3万円		(160万円 + 3万円) × 103% = 168万円
	合計		5,860万円	平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月 ⇒ 120万円		合計 6,162万円

さらに一時金等により賃金改善に充てる。

（賃金改善の内容）

- (1) 加算見込額：2,101,000円
- (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$61,620,000円 - (58,600,000円 + 1,200,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて
賃金改善を行った額」 「基準年度における賃金台帳等
により算出された額」 「国家公務員の給与改定に伴う
公定価格の改定状況」

(1)と(2)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) 2,101,000円 - (2) 1,820,000円 = 281,000円$$

手当や一時金等による
賃金の改善

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育士であれば、24年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額（7年目）を指すのではなく、24年度当時の10年目の保育士の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
なお、これらの額に法定福利費等は含まれない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額120万円（平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月）を各職員に配分した額を示したもの。
各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額（5,860万円）に占める各職員の給与の割合で按分計上してみせたもの（若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設判断で最も適当と思われる方法で配分すること）
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込みが、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額182万円（6,162万円-（5,860万円+120万円））が処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

例2：例1以外のケース（子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準と比較する施設ケース（幼稚園、認定こども園、地域型保育事業など））

（例2の1）認定こども園（一律に賃金改善を行った場合）

※ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設以外の施設に限る。

（前 提）

定員規模：180人（1号120人、2・3号60人）

職員構成：園長1人、副園長1人、主幹教諭2人、保育教諭12人、調理員2人

チーム保育加配加算2人、学級編制調整加算1人

賃金改善要件：3%

処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：3,166,000円※

※副園長・教頭設置加算、学級編制調整加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、事務職員雇用費加算、3歳児（満3歳児）配置改善加算、療育支援加算の認定

※平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

（具体的な計算の手順の例）

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2(%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ （1）加算見込額と（2）「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）を比較し、（2）の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

No	職員※1	勤続年数	基準年度における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた賃金改善額※3		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4		
				基準年度給与総額の割合	人勤影響額	基準年度の給与総額+人勤影響額	賃金改善要件分の加算率(2%)	改善後給与総額
1	園長	25年目	650万円	212万円 × (650万円 / 9,080万円) = 15万円		(650万円 + 15万円) × 103% = 665万円		
2	副園長	25年目	650万円	212万円 × (650万円 / 9,080万円) = 15万円		(650万円 + 15万円) × 103% = 665万円		
3	主幹教諭A	15年目	550万円	212万円 × (550万円 / 9,080万円) = 13万円		(550万円 + 13万円) × 103% = 580万円		
4	主幹教諭B	12年目	500万円	212万円 × (500万円 / 9,080万円) = 12万円		(500万円 + 12万円) × 103% = 527万円		
5	保育教諭A	12年目	480万円	212万円 × (480万円 / 9,080万円) = 11万円		(480万円 + 11万円) × 103% = 508万円		
6	保育教諭B	12年目	480万円	212万円 × (480万円 / 9,080万円) = 11万円		(480万円 + 11万円) × 103% = 506万円		
7	保育教諭C	10年目	460万円	212万円 × (460万円 / 9,080万円) = 11万円		(460万円 + 11万円) × 103% = 485万円		
8	保育教諭D	10年目	460万円	212万円 × (460万円 / 9,080万円) = 11万円		(460万円 + 11万円) × 103% = 485万円		
9	保育教諭E	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 103% = 464万円		
10	保育教諭F	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 103% = 464万円		
11	保育教諭G	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 103% = 464万円		
12	保育教諭H	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 103% = 464万円		
13	保育教諭I	5年目	400万円	212万円 × (400万円 / 9,080万円) = 9万円		(400万円 + 9万円) × 103% = 421万円		
14	保育教諭J	5年目	400万円	212万円 × (400万円 / 9,080万円) = 9万円		(400万円 + 9万円) × 103% = 421万円		
15	保育教諭K	3年目	380万円	212万円 × (380万円 / 9,080万円) = 9万円		(380万円 + 9万円) × 103% = 401万円		
16	保育教諭L	3年目	380万円	212万円 × (380万円 / 9,080万円) = 9万円		(380万円 + 9万円) × 103% = 401万円		
17	チーム保育A	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円		
18	チーム保育B	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円		
19	学級編制	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円		
20	調理員A	20年目	320万円	212万円 × (320万円 / 9,080万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円		
21	調理員B	非常勤	180万円	212万円 × (180万円 / 9,080万円) = 4万円		(180万円 + 4万円) × 103% = 189万円		
	合計		9,080万円	児童数×処遇改善等加算単価合計×2%×12月 = 212万円		合計		9,572万円

（賃金改善の内容）

- （1）加算見込額：3,166,000円
- （2）「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$95,720,000円 - (90,800,000円 + 2,115,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて
賃金改善を行った額」 「基準年度における賃金台帳等
により算出された額」 「国家公務員の給与改定に伴う
公定価格の改定状況」

(1) と (2) を比較し、(2) の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) \underline{3,166,000円} - (2) \underline{2,805,000円} = \underline{361,000円} + \alpha$$

手当や一時金等による
賃金の改善

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育教諭であれば、26年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額(9年目)を指すのではなく、26年度当時の10年目の保育教諭の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
なお、これらの額に法定福利費等は含まない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額212万円(平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月)を各職員に配分した額を示したもの。
各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額(9,080万円)に占める各職員の給与の割合で按分計算してみせたもの(若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設判断で最も適当と思われる方法で配分すること)
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込みが、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額281万円(9,572万円-(9,080万円+212万円))が処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

(例2の2) 認定こども園(若年層のベースアップを重点的に行った場合)

※ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設以外の施設に限る。

(前 提)

定員規模: 180人(1号120人、2・3号60人)

職員構成: 園長1人、副園長1人、主幹教諭2人、保育教諭12人、調理員2人

チーム保育加配加算2人、学級編制調整加算1人

賃金改善要件: 3%

処遇改善等加算(賃金改善要件分)の加算見込額: 3,166,000円※

※副園長・教頭設置加算、学級編制調整加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、事務職員雇上費加算、3歳児(満3歳児)配置改善加算、療育支援加算の認定

※平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率: 2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定(人事院勧告)に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2(%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と(2)「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」-(「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

No	職員※1	勤続年数	基準年度における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた 賃金改善額※3		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4
				基準年度給与総額の割合	人勤影響額	
1	園長	25年目	650万円	212万円 × (650万円 / 9,080万円) = 15万円		(650万円 + 15万円) × 100% = 665万円
2	副園長	25年目	650万円	212万円 × (650万円 / 9,080万円) = 15万円		(650万円 + 15万円) × 100% = 665万円
3	主幹教諭A	15年目	550万円	212万円 × (550万円 / 9,080万円) = 13万円		(550万円 + 13万円) × 101% = 563万円
4	主幹教諭B	12年目	500万円	212万円 × (500万円 / 9,080万円) = 12万円		(500万円 + 12万円) × 101% = 512万円
5	保育教諭A	12年目	480万円	212万円 × (480万円 / 9,080万円) = 11万円		(480万円 + 11万円) × 102% = 501万円
6	保育教諭B	12年目	480万円	212万円 × (480万円 / 9,080万円) = 11万円		(480万円 + 11万円) × 102% = 501万円
7	保育教諭C	10年目	460万円	212万円 × (460万円 / 9,080万円) = 11万円		(460万円 + 11万円) × 103% = 485万円
8	保育教諭D	10年目	460万円	212万円 × (460万円 / 9,080万円) = 11万円		(460万円 + 11万円) × 103% = 485万円
9	保育教諭E	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 104% = 468万円
10	保育教諭F	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 104% = 468万円
11	保育教諭G	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 104% = 468万円
12	保育教諭H	8年目	440万円	212万円 × (440万円 / 9,080万円) = 10万円		(440万円 + 10万円) × 104% = 468万円
13	保育教諭I	5年目	400万円	212万円 × (400万円 / 9,080万円) = 9万円		(400万円 + 9万円) × 105% = 429万円
14	保育教諭J	5年目	400万円	212万円 × (400万円 / 9,080万円) = 9万円		(400万円 + 9万円) × 105% = 429万円
15	保育教諭K	3年目	380万円	212万円 × (380万円 / 9,080万円) = 8万円		(380万円 + 9万円) × 106% = 412万円
16	保育教諭L	3年目	380万円	212万円 × (380万円 / 9,080万円) = 8万円		(380万円 + 9万円) × 106% = 412万円
17	チーム保育A	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円
18	チーム保育B	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円
19	学級編制	1年目	350万円	212万円 × (350万円 / 9,080万円) = 8万円		(350万円 + 8万円) × 103% = 369万円
20	調理員A	20年目	320万円	212万円 × (320万円 / 9,080万円) = 7万円		(320万円 + 7万円) × 103% = 337万円
21	調理員B	非常勤	160万円	212万円 × (160万円 / 9,080万円) = 4万円		(160万円 + 4万円) × 103% = 169万円
	合計		9,080万円	児童数×処遇改善等加算単価合計×2%×12月 ⇒	212万円	合計 8,555万円

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：3,166,000円
 (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$95,550,000円 - (90,800,000円 + 2,115,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」 「基準年度における賃金台帳等により算出された額」 「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」

(1)と(2)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) \underline{3,166,000円} - (2) \underline{2,635,000円} = \underline{531,000円} + \alpha$$

手当や一時金等による
賃金の改善

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
 また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育教諭であれば、26年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額(9年目)を指すのではなく、26年度当時の10年目の保育教諭の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
 なお、これらの額に法定福利費等は含まない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額212万円(平均利用子ど�数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月)を各職員に配分した額を示したもの。
 各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額(9,080万円)に占める各職員の給与の割合で按分計算してみせたもの(若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設判断で最も適当と思われる方法で配分すること)
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込が、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
 また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額264万円(9,555万円-(9,080万円+212万円))が処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

(例3の1) 幼稚園（一律に賃金改善を行った場合）

(前 提)

定員規模：180人

職員構成：園長1人、副園長1人、主幹教諭1人、教諭10人、学級編制調整加算1人、チーム保育加配加算2人
事務職員1人、療育支援補助者1人

賃金改善要件：3%

処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：2,186,000円※

※副園長・教頭設置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算
給食実施加算、療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算の認定

※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2(%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）※5を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と(2)「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—(「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等による賃金改善や賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額に充てる。※5

NO	職員※1	勤続年数	基準年度(H26年度)における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた賃金改善額※3		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4	
				H26年度賃給与倍額の割合	人勤影響額	H26年度の給与倍額+人勤影響額	賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額
1	園長	20年目	600万円	146万円 × (600万円 / 7,000万円) = 12万円		(600万円 + 12万円) × 103% = 631万円	
2	副園長	20年目	600万円	146万円 × (600万円 / 7,000万円) = 12万円		(600万円 + 12万円) × 103% = 631万円	
3	主幹教諭	12年目	500万円	146万円 × (500万円 / 7,000万円) = 10万円		(500万円 + 10万円) × 103% = 526万円	
4	教諭A	10年目	480万円	146万円 × (480万円 / 7,000万円) = 9万円		(480万円 + 9万円) × 103% = 473万円	
5	教諭B	10年目	480万円	146万円 × (480万円 / 7,000万円) = 9万円		(480万円 + 9万円) × 103% = 473万円	
6	教諭C	10年目	480万円	146万円 × (480万円 / 7,000万円) = 9万円		(480万円 + 9万円) × 103% = 473万円	
7	教諭D	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円	
8	教諭E	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円	
9	教諭F	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円	
10	教諭G	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円	
11	教諭H	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円	
12	教諭I	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 103% = 400万円	
13	学級編制	1年目	350万円	146万円 × (350万円 / 7,000万円) = 7万円		(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円	
14	チーム保育A	1年目	350万円	146万円 × (350万円 / 7,000万円) = 7万円		(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円	
15	チーム保育B	1年目	350万円	146万円 × (350万円 / 7,000万円) = 7万円		(350万円 + 7万円) × 103% = 368万円	
16	事務職員	非常勤	280万円	146万円 × (280万円 / 7,000万円) = 6万円		(280万円 + 6万円) × 103% = 294万円	
17	療育支援補助	非常勤	280万円	146万円 × (280万円 / 7,000万円) = 6万円		(280万円 + 6万円) × 103% = 294万円	
	合計		7,000万円	混合数×処遇改善等加算単価合計×2% ⇒	146万円	合計	7,360万円

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：2,169,000円
- (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—(「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」)

$$73,600,000円 - (70,000,000円 + 1,453,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」 「基準年度における賃金台帳等により算出された額」 「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」

(1)と(2)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) 2,169,000円 - (2) 2,147,000円 = 22,000円 + \alpha$$

手当や一時金等による
賃金の改善又は賃金改善に伴う
法定福利費等の事業主負担増加額に充当

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える教諭であれば、26年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額（9年目）を指すのではなく、26年度当時の10年目の教諭の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
なお、これらの額に法定福利費等は含まない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額145万円（平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月）を各職員に配分した額を示したもの。
各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額（7,000万円）に占める各職員の給与の割合で按分計上してみせたもの（若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設判断で最も適当と思われる方法で配分すること）
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込が、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額215万円（7,360万円-（7,000万円+145万円））が処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

（例3の2）幼稚園（若年層のベースアップを重点的に行った場合）

（前 提）

定員規模：180人

職員構成：園長1人、副園長1人、主幹教諭1人、教諭10人、学級編制調整加算1人、チーム保育加配加算2人
事務職員1人、療育支援補助者1人

賃金改善要件：3%

処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：2,186,000円※

※副園長・教頭設置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算
給食実施加算、療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算

※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

（具体的な計算の手順の例）

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2 (%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ （1）加算見込額と（2）「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」－（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）を比較し、（2）の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

NO	職員※1	勤続年数	基準年度(H26年度)における賃金台帳等により算出された額※2	人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた賃金改善額※3		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4		
				H26年度給与結構の割合	人勤影響額	H26年度の給与額+人勤影響額	賃金改善要件分による額(%)	改善後給与額
1	園長	20年目	600万円	146万円 × (600万円 / 7,000万円) = 12万円		(600万円 + 12万円) × 100% = 612万円		
2	副園長	20年目	600万円	146万円 × (600万円 / 7,000万円) = 12万円		(600万円 + 12万円) × 100% = 612万円		
3	主幹教諭	12年目	500万円	146万円 × (500万円 / 7,000万円) = 10万円		(500万円 + 10万円) × 102% = 521万円		
4	教諭A	10年目	460万円	146万円 × (460万円 / 7,000万円) = 9万円		(460万円 + 9万円) × 102% = 469万円		
5	教諭B	10年目	460万円	146万円 × (460万円 / 7,000万円) = 9万円		(460万円 + 9万円) × 102% = 469万円		
6	教諭C	10年目	460万円	146万円 × (460万円 / 7,000万円) = 9万円		(460万円 + 9万円) × 102% = 469万円		
7	教諭D	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円		
8	教諭E	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円		
9	教諭F	5年目	400万円	146万円 × (400万円 / 7,000万円) = 8万円		(400万円 + 8万円) × 103% = 421万円		
10	教諭G	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 104% = 400万円		
11	教諭H	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 104% = 400万円		
12	教諭I	3年目	380万円	146万円 × (380万円 / 7,000万円) = 8万円		(380万円 + 8万円) × 104% = 400万円		
13	学級編制	1年目	360万円	146万円 × (360万円 / 7,000万円) = 7万円		(360万円 + 7万円) × 105% = 375万円		
14	チーム保育A	1年目	360万円	146万円 × (360万円 / 7,000万円) = 7万円		(360万円 + 7万円) × 105% = 375万円		
15	チーム保育B	1年目	360万円	146万円 × (360万円 / 7,000万円) = 7万円		(360万円 + 7万円) × 105% = 375万円		
16	事務職員	非常勤	280万円	146万円 × (280万円 / 7,000万円) = 6万円		(280万円 + 6万円) × 105% = 300万円		
17	康育支援補助	非常勤	280万円	146万円 × (280万円 / 7,000万円) = 6万円		(280万円 + 6万円) × 105% = 300万円		
	合計		7,000万円	児童数×処遇改善等加算単価合計×2% ⇒	145万円	合計		7,349万円

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：2,169,000円
 (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」—（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$73,490,000円 - (70,000,000円 + 1,453,000円)$$

「賃金改善要件分を用いて
 「基準年度における賃金台帳等
 「国家公務員の給与改定に伴う
 賃金改善を行った額」
 により算出された額」
 公定価格の改定状況」

(1)と(2)を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) \underline{2,169,000円} - (2) \underline{2,037,000円} = \underline{132,000円} + \alpha$$

手当や一時金等による
 賃金の改善又は賃金改善に伴う
 法定福利費等の事業主負担増加額に充当

- ※1 施設の職員のうち、法人の役員を兼務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
 また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性などを考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
- ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える教諭であれば、26年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額(9年目)を指すのではなく、26年度当時の10年目の教諭の賃金台帳に基づく給与総額を指している。
 なお、これらの額に法定福利費等は含まない。
- ※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額145万円(平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月)を各職員に配分した額を示したもの。
 各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額(7,000万円)に占める各職員の給与の割合で按分計上してみせたもの(若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設判断で最も適当と思われる方法で配分すること)
- ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改善計画書作成時における当年度の給与総額見込みが、上記算式に基づく給与総額を下回ることがないこと。
 また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額204万円(7,349万円-(7,000万円+145万円))が処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額を下回る場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善等加算(賃金改善要件分)見込額以上の賃金改善を行うこと。
- ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

【参考】 Q & A

(問1) 定期昇給を処遇改善等加算による賃金改善要件分に含めることは可能ですか。

(答) 施設・事業所における給与規程や給与表等で定める定期昇給は、本来、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系の基礎を為すものであり、その基礎の更なる上乗せとして処遇改善が図られることが本加算の趣旨に合致するものであることから、その運用に当たつても、その趣旨を担保されることが必要です。

ただし、平成27年度については、本加算の運用を開始した年度であることから、本加算を踏まえて、各特定教育・保育施設等の事業者が給与体系等の再編を行っていることもあり、円滑な施行に配慮した運用も可能としています。

(問2) 本事務連絡1(2)では「手当や一時金等によるものではなく、基本給とすることが望ましい。」とありますが、これはいわゆるベースアップで改善することを求めているのですか。

(答) 具体的な改善方法については、その施設・事業所ごとに委ねられますが、本加算の目的は、教育・保育に携わる人材について、「長く働くことのできる」職場を構築し、以て、質の高い教育・保育を安定的に供給することにありますので、教育・保育に携わる人材に係る全体の賃金水準の底上げを行い、人材の確保や質の向上を図ることが必要です。

従って、本加算による賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給とすることが望ましく、基本給において賃金改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直し、給与規程や給与表等に基づいて定期昇給すべき号給の改善(例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。)、給与規程や給与表等に基づく施設・事業所ごとの定期昇給に上乗せする形により、賃金改善を行う必要があると考えます。

(問3) 年度当初において、賃金改善見込額を定めるが、実際の運用で園児数の予想外の増減等により計画と実際の加算額とに差異が生じた場合、実際に賃金改善を行った額が改善見込額を下回ってもかまわないのですか。

(答) 年度途中に利用する子ど�数が減少したなど、やむを得ない事情により、実際の処遇改善等加算額が改善見込額を下回る場合については、実績報告書において、実績が改善見込額を下回ることについて十分かつ合理的な説明をする必要があるとともに、実際の加算額を全て確実に賃金改善に充てる必要があります。

(問4) 公定価格上措置されている職員のほか、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含めて、処遇改善等加算による賃金改善の対象にしている場合、賃金改善の対象となる職員全員の総人件費に対し、賃金改善率以上の改善をしなければならないのですか。その場合、処遇改善について、一部施設の自己負担を求めることがありますか。見解は如何ですか。

(答) 公定価格上措置されている職員のほか、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含めてすべての職員の(基準年度における賃金水準の)総人件費に対し、賃金改善率以上の賃金改善の実施を求めると、処遇改善について、施設の自己負担が生じることになりますので、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額以上の賃金改善を行って

いれば、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率を下回ったとしても差し支えないものとします。

ただし、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含め、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率以上の賃金改善を実施することを否定するものではなく、教育・保育に携わる人材について、「長く働くことのできる」職場を構築する観点からも、積極的な賃金改善が行われるよう努めることが望ましいと考えます。

なお、賃金改善率を下回る場合には、すべての職員に対して丁寧な説明が求められるとともに、賃金改善計画書にその内容及び考え方を記載いただく必要があるものと考えられます。

(問5) 実績報告書において、人事院勧告による賃金改善はどのように反映すべきですか。

(答) 人事院勧告に基づく「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」による賃金改善は、賃金改善の起点となる「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」を合計したものを起算点として、処遇改善等加算による賃金改善を行う必要があります。

このため、処遇改善通知の別紙様式4の実績報告書上、人事院勧告に基づく「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」による賃金改善は（1）賃金改善実績のうち③イ「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に含めることが適当であり、処遇改善等加算による賃金改善は、人事院勧告とは別に行われるものであることから、（1）賃金改善実績のうち③「賃金改善に要した費用の総額」に含めることは適当ではありません。

(問6) 一時金として支給する場合、翌事業年度支給（未払計上）は認められますか。

(答) 加算の趣旨にかんがみると、当年度中の支給が基本になりますが、例えば、計画策定期に想定できない程度に利用する子どもの数が増加し加算額が増えた場合や、本来加算すべきだった職員の退職等によりやむを得ず差額が生じたなどの場合には、翌年度支給することも差し支えありません。

(問7) 当法人は地域の給与水準を考慮し、独自に俸給表を作成しているが給与規程は人事院勧告に伴う水準としなければならないのですか。

(答) 職員の給与体系については、各施設において職員の勤務年数や職位、職責、職務内容に応じた勤務条件等を勘案して各施設・事業所において定めるものですが、公定価格における人件費については、これまでの保育所運営費負担金の仕組みと同様に国家公務員の給与改定（人事院勧告）に準拠して人件費を積み上げ計算していることを踏まえ、人事院勧告により公定価格上の人件費が改善された場合には、それに相当する改善を独自で作成された給与表等に反映していただくことが適当と考えます。

(問8) 賃金改善の方法として、当年度は一時金、翌年度は基本給の改善というように年度によって賃金改善の方法を変えてかまわないのですか。

(答) 賃金改善計画書に記載し、施設のすべての職員に対して周知説明がなされているのであれば、年度によって賃金改善の方法が変わること自体は問題ありませんが、処遇改善等加算の趣旨に鑑み、より安定的に職員の処遇改善が図れる定期昇給の上乗せのような形や給与表の

見直しにより対応するように変更することが望ましいと考えられます。

(問9) 職員によって、賃金改善方法、あるいは賃金改善額が異なっても構わないと考えますか。

(答) 全職員について、同じ賃金改善方法、同額の賃金引き上げを必ずしも行う必要はありません。

例えば、若年層に重点的に改善を行うなど、一部の職員のみを対象とすることや勤続年数などにより改善額に差を設けて実施することも可能ですし、賃金改善方法に差を設けることも可能です。

ただし、その場合は、職員の間で不公平感が生じぬよう、すべての職員に対して丁寧な説明が求められるとともに、賃金改善計画書にその内容及び考え方を記載いただく必要があるものと考えられます。

(問10) 法人役員兼務者は対象外とあるが、例えば一律のベースアップをする場合、処遇改善等加算による賃金改善には該当しないが、法人役員兼務者も同一水準でベースアップしてもいいのでしょうか。

(答) 法人役員については、給与規程や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、役員を兼務する職員の場合は、当該加算の対象とはならないとしたところです。

なお、当該加算とは別に、施設・事業所の自己負担により、法人役員兼務者について、同一水準でベースアップを行うことは否定されるものではありませんが、それにより子どもや職員の処遇が低下するようなことにならないように配慮が必要です。

(問11) キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) 施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（主幹教諭研修、主任保育士研修、初任者研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を自ら実施し、又はこうした内容の研修会への参加を職務として認める等の研修の機会を確保していればよく、研修内容は、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設・事業所の実情に応じて取り組んでいれば差し支えありません。

(問12) キャリアパス要件において求められている「施設・事業所職員の能力評価」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) キャリアパス要件については、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事にやりがいを感じつつ、当該施設においてキャリアアップを積み重ねることができるような職場環境を確保する取組が促進されることを目的として設けられたものです。

具体的には、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどの手法が考えられますが、施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、

この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば差し支えありません。

(問13) 加算見込額の算定について、各月初日の利用子供数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価にかかる端数処理をどのように行えば良いのですか。

(答) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、単価が10円未満であった場合は、小数点1位を切り捨てすることとします。

(問14) 公定価格の算定において、常態的に土曜日に閉所する場合、定員を恒常に超過する場合、私立幼稚園において認可定員を超過した受け入れを行う場合などに加減調整や乗除調整が適用されることがあります。加算見込額の算定に当たってこの調整部分の取扱いをどのようにすればよいでしょうか。

(答) 上記のような調整が適用される場合には、公定価格の算定方法に準じ、該当する調整部分に含まれる処遇改善等加算部分も合わせて「処遇改善等加算の単価の合計額」を算定することとします。